

2024年度（令和6年度）

こころの健康センター所報

（第36号）

群馬県こころの健康センター

はじめに

このたび、群馬県こころの健康センターの令和6年度事業の取り組みにつきまして、所報を作成しましたのでお届けします。この「はじめに」を執筆している現在は、2025年の11月であり、まとめられる所報は前年度分です。「はじめに」では前年同様、昨年から現在までの世情を記載することでクロニクルにしてみました。

1. 世情の変化

2024年10月に日本の総理大臣が岸田文雄氏より石破茂氏に、そして2025年10月には高市早苗氏に変わりました。アメリカでは、2025年1月にバイデン氏に変わりトランプ氏が大統領に就任しました。一方でロシア・ウクライナ紛争もイスラエル・パレスチナ紛争（停戦は唱えられましたが）も終結しません。2025年の夏も酷暑でした。また熊の出没が各地（熊のいない地域もある）で続き、多くの死傷者も出ています。

2. 群馬県の精神保健状況

精神保健医療福祉領域では、精神保健福祉法の2022年12月の改正と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の連動により、医療内容や地域相談業務の改革が少しずつ進められているところです。私自身は、様々な事業の進展に、「にも包括的思考（多職種多組織の連携構築を前提とした業務遂行の考え方）」に拠って当たっています。

トピックとして、2025年9月6日に群馬県庁1階県民ホールで開催された「こころのふれあいフェスタ」を紹介します。このイベントは、これまで「こころのふれあいバザー展」という名で2019年まで開催されていましたが、コロナ禍の影響で5年間途絶えていました。当事者主体の重要なイベントであり、多くの仲間が再開を祈っていたようで、こころの健康センターに事務局を置く群馬県精神保健福祉協会が主体となり呼びかけたところ、多くの団体が無償で能動的に協力をし、その結果、我々が想定した以上の盛会に終えることができました。多くの有志に感謝するとともに、今後何とか持続可能なイベントを持っていきたいところです。

私は、平成29年度所報あいさつで「群馬県こころの健康センターが当事者、家族、関係機関等に対するエンパワメント・センターであるような行政機関に成ることを目標に努力してまいります。」と書いた以降、毎年同様のことを書き続けています。少しだけその意図を改めて説明します。エンパワメントとは、元々「力を与える。」という意味でしたが、福祉領域を含め、幅広く使われるようになった用語です。エンパワメント・センターとは、「当事者目線を忘れない。一緒に悩む。元気づける。切れ目のないようにする。100点は取れなくてもその意識を忘れない。…Etc.」、簡単に言えば縦割り行政意識の可能な限りの低減です。改めてそんな意識を当センター職員と共有していきます。皆様には引き続きのご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひいたします。

令和7年11月

群馬県こころの健康センター所長 佐藤浩司

目 次

I 事業トピックス

1 ひきこもり支援のための広域的居場所づくりの取り組み	2
-----------------------------	---

II 概 要

1 沿革	4
2 所在地と施設概要	5
3 組織	6
4 職員内訳	7

III 実施状況

第1 精神保健福祉センター業務

1 教育研修	10
2 技術指導及び技術援助	11
3 広報普及活動	13
4 こころの県民講座	14
5 精神保健福祉相談	15
6 アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題事業	24
7 思春期相談	29
8 自殺対策事業	30
9 ひきこもり支援センター事業	35
10 精神障害者保健福祉手帳	42
11 自立支援医療費(精神通院医療)	42
12 精神医療審査会	43
13 関係機関との連携	46

第2 精神科救急情報センター業務

1 精神科救急情報センターの活動	48
2 精神科救急情報センターの体制	48
3 精神科救急情報センターの主な業務	48
4 精神科救急情報センター業務の実績	49
5 措置入院者の退院後支援	59

IV 学会発表・調査研究

1 学会発表等	62
---------	----

V 実習・視察

1 実習及び視察等一覧	64
-------------	----

VI 公表資料・印刷物

1 公表資料・印刷物一覧	66
--------------	----

ひきこもり支援のための広域的居場所づくりの取り組み

1 ひきこもり支援のための広域的居場所づくり事業の概要

群馬県こころの健康センターでは、平成 26 年 6 月に「ひきこもり支援センター」を設置し、当事者やその家族が自らの意思により今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるようになることを目標として、個々に寄り添った支援を行っています。

当事者への支援の一つに、居場所づくりがあります。社会への復帰の第一歩を踏み出せる場として、安心して過ごすことができる居場所を提供するものです。これまで県内では、家族会や民間団体により徐々に設置がされてきました。

当センターでは、ひきこもり支援拠点の機能として居場所づくりを強化するため、令和 5 年 6 月から「ひきこもり支援のための広域的居場所づくり事業」を開始しました。県が実施する意義として、広域的なものとともに、自主的に活動している団体を支援し協働するために、委託により運営しています。

本事業は、当事者や家族が安心して出かけられる居場所を地域社会に広げることを目指しています。居住する市町村に限らず参加できる広域的な居場所を提供し、本人や家族の様々なニーズに応えるとともに、行政や民間団体など支援者同士のネットワーク構築を図っています。

2 これまでの実施状況

委託事業所は、県内を中毛・西毛・北毛・東毛の 4 地域に分け、1 地域につき 2 事業者を上限として採択しています。令和 5・6 年度は 5 事業者へ、令和 7 年度は 6 事業者へ委託しました。令和 6・7 年度ともに新規事業者の採択がありましたが、西毛地域については事業開始から採択がない状況が続いています。

令和 5 年 6 月～令和 7 年 3 月末までの全居場所の実施回数は 443 回で、利用者は実 459 人、延べ 2,296 人でした。利用者（延べ）のうち当事者が 49%、家族が 29% となっています。また、どの地域においても居住地外からの利用がおよそ 4 割を占めており、広域的居場所の重要性が改めて認識されました。

3 今後の課題と展望

本事業は今年度で 3 年目となり、令和 7 年度は新規事業者数が 2 か所と年々広がりを見せています。しかし、事業開始当初から採択がない地域もあり、より居場所を地域に広げていくために、県全体の地域資源を把握し積極的な働きかけが必要です。

また、利用者が自分に合った場所でより安心して利用できるよう、様々な形態・活動の居場所を広げ、一定の回数で継続的に実施することが求められています。一方で、事業者からは人手不足などで事業の継続が難しいという声があります。そのための支援が課題となっており、ひきこもり支援に携わる人材を地域で育てていくことが必要と考えています。

そして、引き続き、居場所への訪問や、事業者同士の意見交換の場の提供、それに伴う連携促進を図り、県全体のひきこもり支援の強化を図っていきます。

II 概 要

1 沿革

昭和 60 年 10 月 11 日 「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例」制定
昭和 60 年 12 月 10 日 群馬県精神衛生センター竣工
昭和 60 年 12 月 17 日 「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例施行規則」制定
昭和 61 年 1 月 1 日 群馬県精神衛生センター開設
昭和 63 年 7 月 1 日 群馬県精神保健センターに改称
平成 2 年 11 月 5 日 こころの電話相談開始
平成 3 年 4 月 1 日 アルコール来所相談開始
平成 7 年 10 月 17 日 群馬県精神保健福祉センターに改称
平成 11 年 4 月 1 日 思春期来所相談開始
平成 12 年 4 月 1 日 薬物依存来所相談開始
平成 13 年 4 月 1 日 群馬県精神科救急情報センターを設置
平成 14 年 4 月 1 日 群馬県こころの健康センターに改称
平成 14 年 4 月 1 日 メール相談開始
平成 14 年 4 月 1 日 精神保健福祉法の改正により精神医療審査会事務が移管
平成 14 年 10 月 1 日 高次脳機能障害来所相談開始（平成 29 年度末まで）
平成 16 年 1 月 1 日 群馬県精神科救急情報センターを規則により設置
平成 16 年 4 月 1 日 群馬県精神科救急情報センターが本格的に稼働
平成 16 年 4 月 1 日 ひきこもり相談開始
平成 17 年 4 月 1 日 組織改正により群馬県こころの健康センターと群馬県精神科救急情報センターを一体化
平成 18 年 10 月 1 日 若年認知症来所相談開始（平成 29 年度末まで）
平成 20 年 1 月 11 日 自死遺族来所相談開始
平成 20 年 3 月 14 日 自死遺族交流会開始
平成 22 年 2 月 1 日 こころの緊急支援事業（C R P）試行開始
平成 22 年 9 月 30 日 会議室（別棟）竣工
平成 22 年 10 月 1 日 こころの緊急支援事業（C R P）開始
平成 26 年 6 月 1 日 ひきこもり支援センター開設
平成 29 年 4 月 1 日 自殺対策推進センター開設
平成 31 年 4 月 1 日 依存症相談拠点機関指定
令和 5 年 10 月 1 日 法第 23 条通報に係る深夜帯の移送及び診察立会（毎日）開始
令和 6 年 10 月 1 日 精神医療審査会を 4 合議体から 5 合議体に拡充

2 所在地と施設概要

- (1) 所在地 〒379-2166 前橋市野中町368
- (2) 電話等 代表電話 027-263-1166
電話相談専用 027-263-1156
FAX 027-261-9912
- (3) ホームページ <http://www.pref.gunma.jp>
- (4) e-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp
- (5) 敷地面積 3,454 m²
- (6) 建築面積 延べ 970.90 m²
(1階 553.26 m²、2階 314.03 m²、会議室(別棟) 103.61 m²)
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造2階建、軽量鉄骨造1階建(会議室(別棟))



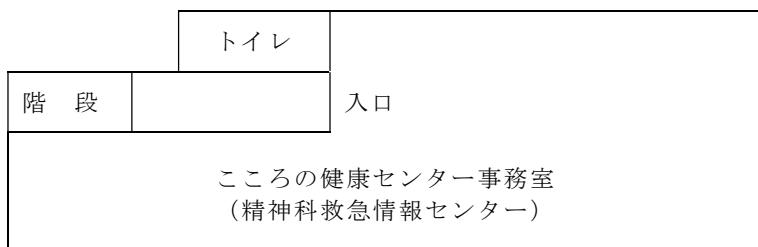
建物写真

(8) 平面図

1階



2階



別棟



3 組 織

業務の特性に応じ、次の6係で事業を推進した。

なお、救急移送業務については、全職員体制で実施した。

所長	精神保健主監	次長	総務審査係	5人 (2人)
1人	1人	2人	救急支援係	12人 (3人)
			手帳・自立支援係	8人 (3人)
			企画研修係	11人 (2人)
			相談援助第一係	12人 (5人)
			相談援助第二係	11人 (7人)
			合計 (役職者含む)	63人 (22人)

注1 人数は令和7年3月31日現在

注2 ()内は非常勤職員で内数

4 職員内訳

令和7年3月31日現在 (単位:人)

係名	職名	職種	常勤	特別職 嘱託員	会計年 度任用 職員	兼務	計	備考
所属長	所長	精神科医師	1				1	()は、会計年度任用職員で内数
	主監	事務	1				1	
次長	次長	事務	1				1	事務 3 看護師 2(2)
	次長	保健師	1				1	
総務審査係	係長	事務	1				1	事務 3 看護師 2(2)
	主幹	事務	1				1	
	主任	事務	1				1	
	会年職	看護師			2		2	
	計		3		2	0	5	
救急支援係	技師長(係長)	保健師	1				1	事務 5 医師 2 保健師 3 看護師 2(2)
	部長	精神科医師	1				1	
	主幹	事務	3				3	
	主任	事務	1				1	
	主事	事務	1				1	
	技師	保健師	2				2	
	特別職嘱託員	精神科医師		1			1	
	会年職	看護師			2		2	
	計		9	1	2	0	12	
手帳・ 自立支援係	係長	事務	1				1	事務 8(3)
	主幹	事務	2				2	
	主任	事務	1				1	
	副主幹専門員	事務	1				1	
	会年職	事務			3		3	
	計		5		3	0	8	
企画研修係	技師	精神科医師				1	1	事務 3 医師 1 保健師 6(1) 看護師 1(1)
	係長	事務	1				1	
	主幹	事務	1				1	
	主任	保健師	2				2	
	主事	事務	1				1	
	技師	保健師	3				3	
	会計年度	看護師			1		1	
	任用職員	保健師			1		1	
	計		8		2	1	11	

係　名	職　名	職種	常勤	特別職 嘱託員	会計年 度任用 職員	兼務	計	備　考 ()は、会計年度任 用職員で内数
相談援助 第一係	技　師	精神科医師				2	2	医　師 3(1) 保健師 3 看護師 1 心　理 5(4)
	技師長(係長)	保健師	1				1	
	主　幹	看護師	1				1	
	主　任	心　理	1				1	
	技　師	保健師	2				2	
	会計年度 任用職員	精神科医師			1		1	
		心　理			4		4	
	計		5		5	2	12	
相談援助 第二係	技　師	精神科医師				1	1	医　師 4(3) 保健師 3 精神保健福祉 士 2(2) 心　理 2(2)
	技師長(係長)	保健師	1				1	
	主　任	保健師	1				1	
	技　師	保健師	1				1	
	会計年度 任用職員	精神科医師			3		3	
		精神保健福祉			2		2	
		心　理			2		2	
	計		3		7	1	11	
合　計		精神科医師	2	1	4	4	11	
		事　務	18		3		21	
		保健師	15		1		16	
		看護師	1		5		6	
		心理	1		6		7	
		精神保健福祉	0		2		2	
		合　計	37	1	21	4	63	

III 実施状況

第1 精神保健福祉センター業務

1 教育研修

(1) 事業の目的

精神保健福祉行政を円滑に推進するため、精神保健福祉業務に従事する市町村、保健福祉事務所及び関係施設の職員等を対象に、資質や技術の向上を目的に基礎研修や専門研修等を実施した。

(2) 事業の実績

1) 精神保健福祉初任者研修

対象	日程	内容・講師等	出席者
新任の精神保健福祉担当者（市町村、保健福祉事務所、精神障害者福祉サービス事業者等の精神保健福祉業務に従事する新任（着任概ね3年以内）の職員）	基礎研修 R6 6/3 (月) ～ 7/1 (月) オンライン開催 (動画配信)	<p>① 精神保健医療福祉総論 こころの健康センター職員（医師）</p> <p>② 精神疾患の理解を深める こころの健康センター職員（医師）</p> <p>③ 精神障害者家族への理解について 群馬県精神障害者家族会連合会（会長）</p> <p>④ 精神科病院の入院治療と退院後支援の枠組み 県立精神医療センター職員（精神保健福祉士）</p> <p>⑤ 地域移行支援と地域定着支援の実際 (社福) アルカディア 相談支援専門員</p> <p>⑥ 精神障害者のエンパワメント (社福) 明清会 相談支援事業所 相談支援専門員</p> <p>⑦ 当事者からのメッセージ 精神障害当事者（ピアサポートー）</p>	121人
	相談支援技術研修 R6 6/18 (火)	<p>① 精神保健福祉相談の進め方と実際 こころの健康センター職員</p> <p>② 相談支援における課題の共有 こころの健康センター職員</p> <p>③ 倾聴の実践 こころの健康センター職員</p> <p>④ ケースの課題と支援を考える こころの健康センター職員</p>	78人

2) 精神保健福祉専門研修（電話相談員研修会）

対象	日程	内容・講師・会場等	出席者
県内の相談機関で電話相談に従事する者	第1回 R7 2/4 (水)	講義・演習・グループワーク 「電話相談の基本と困難対応ケースへの対応～自殺を防ぐためにできること～」 講師 NPO法人メンタルケア協議会 理事 西村 由紀 氏	第1回 35人
	第2回 R7 2/27 (木)	会場 健康づくり財団大会議室	第2回 30人

2 技術指導及び技術援助

（1）事業の目的

地域精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉の専門的中枢機関として、各種関係機関に対して技術指導及び技術援助を行っている。

（2）事業の実績（※印は県「出前なんでも講座」として実施）

No	実施日	事業内容	主催者	対象者	出席者	対応職種及び人数
1	R6 4/27	※薬物依存とは	前橋地区更生保護女性会富士見支部	更生保護女性会会員	25	臨床心理士1名
2	5/24	薬物依存とは	安中保健福祉事務所	薬物乱用防止指導員	17	保健師1名
3	5/30	※自殺対策におけるゲートキーパーについて	高崎健康福祉大学	3, 4年生	15	保健師2名
4	6/4	精神保健福祉に関する現状	県警本部広報広聴課	警察職員	17	医師1名
5	6/4	薬物依存について	吾妻保健福祉事務所	薬物乱用防止指導員	28	臨床心理士
6	6/19	ゲーム依存・ネット依存の対応方法について	伊勢崎市子ども福祉委員会	民生委員	92	臨床心理士1名
7	6/20	※ゲーム依存・ネット依存の対応方法について	富岡市教育委員会	学校教員	60	臨床心理士1名
8	6/21	ひきこもり支援含めた利用者様の支援について	ウエルビー高崎駅前第2センター	職員	15	保健師1名
9	7/3	薬物依存とは	榛東村役場住民課	中学2年生	148	臨床心理士1名
10	7/3	薬物依存について	県教育委員会健康体育課	学校教職員	237	臨床心理士1名
11	7/11	薬物依存について	太田市立高校	在学生	750	臨床心理士1名

12	7/17	※アルコール依存～正しい対応方法とは～	県警本部厚生課	警察官	76	臨床心理士1名
13	7/19	※ゲーム依存・ネット依存の対応方法について	共愛学園小学校	5年生児童	60	臨床心理士1名 保健師1名
14	9/18	※ゲーム依存・ネット依存の対応方法について	桐生市PTA連絡協議会	PTA会員	25	臨床心理士1名
15	9/26	※ひきこもりについて～私たちにできること～	桐生市社会福祉協議会	民生委員	78	保健師1名 精神保健福祉士1名
16	10/22	精神疾患について、GK研修	県警本部生活安全企画課	警察官	17	医師1名 保健師2名
17	11/2	※ゲーム依存・ネット依存の対応方法について	障害者就業・生活支援センターエブリイ	利用者	15	臨床心理士1名
18	11/13	精神障害者の特性の理解	県警本部刑事企画課	警察官	24	医師1名
19	11/22	※薬物依存とは	太田市立強戸中学校	在学生	66	臨床心理士1名
20	11/25	精神保健福祉センターにおける保健師活動	群馬大学医学部保健学科	看護学科2年生	80	保健師1名
21	11/27	精神障害の救急医療	群馬県消防学校	救急科の学生	63	医師1名
22	12/4	精神科救急	高崎市等広域消防局	消防職員	43	医師1名
23	12/12	※ゲーム依存・ネット依存の対応方法について	赤城北中学	保健委員生徒	60	臨床心理士1名
24	12/21	各障害の理解（精神障害）	群馬県パラスポーツ協会	講習会受講者	20	医師1名
25	R7 2/8	※薬物依存とは	太田市PTA連合会	家庭教育委員・子ども	30	臨床心理士1名
26	2/14	※薬物依存とは	藤岡更生保護女性会	保護司	150	臨床心理士1名 保健師1名
27	2/18	ゲートキーパー研修	群馬県社会保険労務士会前橋支部	社労士会会員	30	保健師2名
28	2/19	※アルコール依存～正しい対応方法とは～	JA嬬恋村職員会	役職員	60	臨床心理士1名
29	2/25	災害時のメンタルヘルスケア研修	富岡保健福祉事務所	災害支援従事者	30	医師1名 保健師1名
30	2/26	保健所の役割と福祉の連携のポイントについて考える	(一社)全国地域生活定着支援センター協議会	福祉・保健・医療関係者等	165	医師1名
31	2/26	※薬物依存とは	高崎市立第一中学	中学校生徒	245	臨床心理士1名
32	2/28	※薬物依存とは	高崎市立城山小学校	5、6年生	18	臨床心理士1名
33	2/28	※依存症とは	桐生市立中央中学校	中学校生徒	101	臨床心理士1名

34	3/21	※薬物依存とは	富岡甘楽薬剤師会	薬剤師会会員	20	臨床心理士 1名
----	------	---------	----------	--------	----	-------------

3 広報普及活動

(1) 事業の目的

県民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、各種の事業や広報媒体を通じ、全県的規模で広報普及活動を実施した。

(2) 事業の実績

1) 「こころの相談Q & A」の新聞掲載

電話相談や来所相談で相談の多い事例について、毎月第1月曜日に上毛新聞の「生活」面に記事を掲載した。

掲載月	テ　ー　マ
掲載月	テ　ー　マ
令和6年4月	思春期について
5月	ひきこもりについて
6月	ゲーム依存について
7月	アルツハイマー型認知症について
8月	高次脳機能障害について
9月	自死遺族について
10月	薬物依存について
11月	アルコール依存症について
12月	精神障害者保健福祉手帳について
令和7年1月	うつ病について
2月	自立支援医療（精神通院）について
3月	ゲートキーパーについて

2) ホームページ

当センターの事業の紹介や案内、統計資料の公表をホームページにより行った。

ホームページアドレス：<http://www.pref.gunma.jp/07/p11700016.html>

4 こころの県民講座

（1）事業の目的

現代社会が抱える精神保健福祉に関わる諸問題をわかりやすく取り上げ、県民に対する精神保健福祉の知識の普及や意識の高揚を図る。

（2）事業の実績

1) テーマ 「目の前の子どもと関わるときに知っておいてほしいこと
～精神科医の立場から～」

配信期間 令和6年10月21日（月）～令和7年2月28日（金）

開催方法 動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開）

講 師 医療法人大村共立病院 院長・副理事長 宮田 雄吾 氏

参 加 者 1,005人（動画再生回数2,942回）

2) テーマ 「自分のトリセツを作ろう！—自分の機嫌は自分で取ろう—」

配信期間 令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

開催方法 動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開）

講 師 増川 ねてる 氏

参 加 者 775人（動画再生回数1,493回）

5 精神保健福祉相談

県民からこころの悩みや不安についての相談を受け、必要に応じて、支援機関や当センター事業を紹介、地域への繋ぎなどを実施している。

(1) 電話相談

1) 事業の説明

1. こころの健康センター電話相談

月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～17:00 に実施。

2. こころの健康相談統一ダイヤル

月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～22:00 に実施。

2) 事業の実績

① 電話相談ダイヤル利用件数の推移

電話相談ダイヤルへの延べ相談件数は 5,327 件で、こころの健康センター電話相談が 2,879 件、こころの健康相談統一ダイヤルが年 2,448 件であった。

② 相談経路

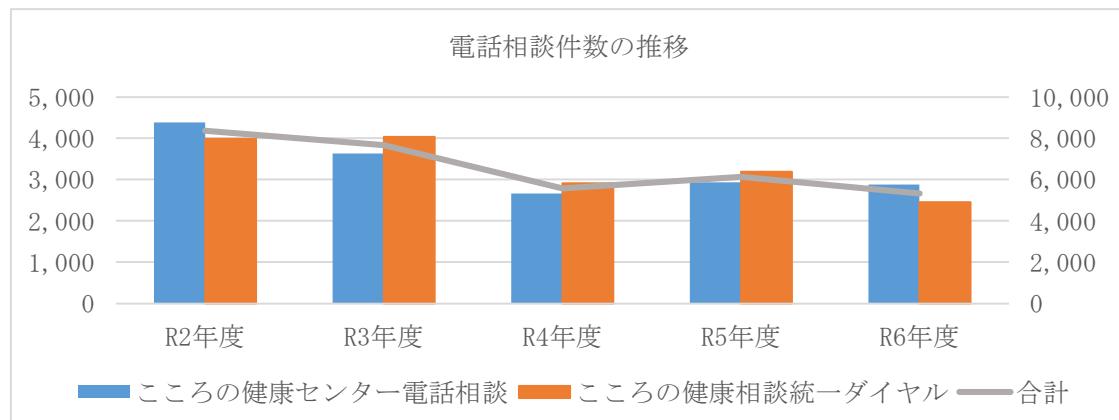
電話相談に至ったきっかけ（経路）は、「インターネット」が 1,241 件（23.3%）と最も多く、次いで「新聞・広報等」は 725 件（13.6%）、「精神科医療関係」は 411 件（7.7%）となった。

③ 相談内容

対人関係及び心理的な悩みに関することが半数以上を占めた。「話したい（頻回利用）」は 1,862 件（35.0%）と最も多く、「心理的な相談・自分の性格」が 564 件（10.6%）となっている。次いで「家庭内のこと」が 534 件（10.0%）となっている。

電話相談件数の推移

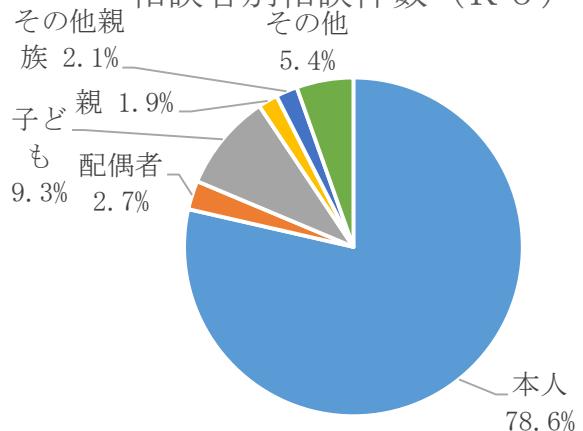
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
こころの健康センター電話相談	4,385	3,628	2,659	2,934	2,879
こころの健康相談統一ダイヤル	3,987	4,036	2,907	3,190	2,448
計	8,372	7,664	5,566	6,124	5,327



相談対象者別相談件数

被相談者	R 6	R 5
本人	4,186	4,837
配偶者	146	202
子ども	495	554
親	100	91
その他親族	110	130
その他	290	310
計	5,327	6,124

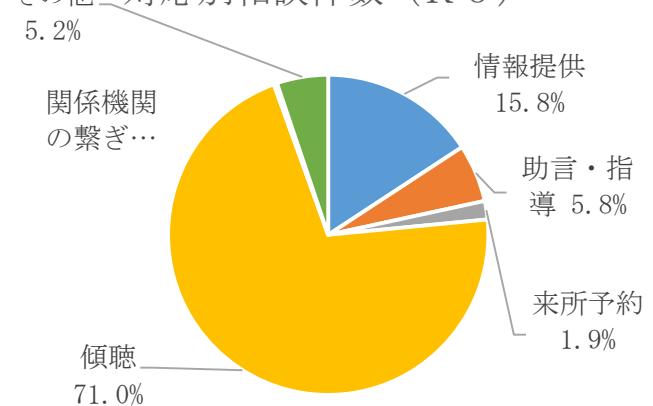
相談者別相談件数 (R 6)



対応別相談件数

対応	R 6	R 5
情報提供	841	975
助言・指導	310	160
来所予約	100	87
傾聴	3,782	4,606
関係機関への繋ぎ	19	22
その他	275	274
計	5,327	6,124

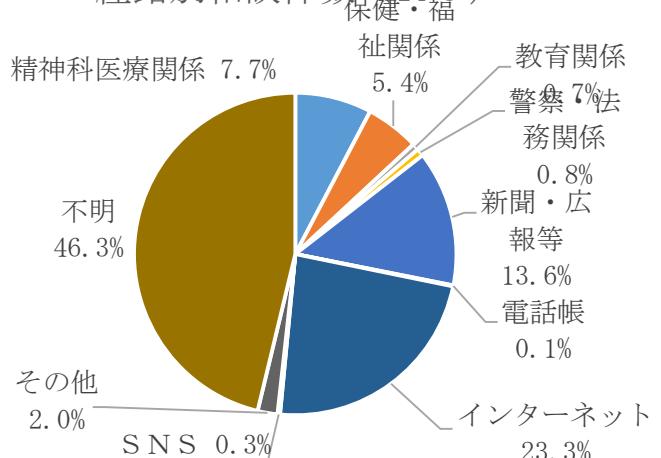
対応別相談件数 (R 6)



経路別相談件数

相談経路	R 6	R 5
精神科医療関係	411	260
保健・福祉関係	287	421
教育関係	35	32
警察・法務関係	40	36
新聞・広報等	725	1,035
電話帳	5	3
インターネット	1,241	1,799
SNS	14	12
その他	105	177
不明	2,464	2,349
計	5,327	6,124

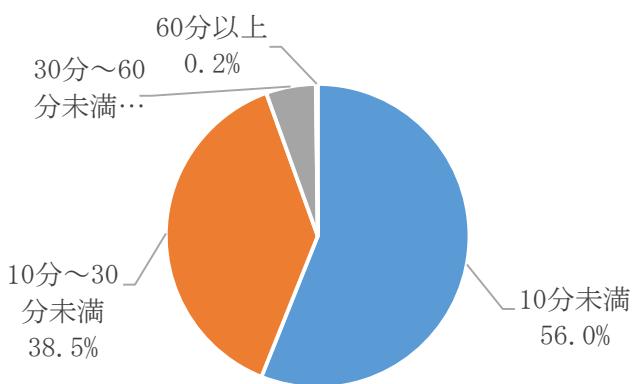
経路別相談件数 (R 6)



相談時間別相談件数

相談時間	R 6	R 5
10分未満	2,985	3,081
10分～30分未満	2,049	2,532
30分～60分未満	282	454
60分以上	11	57
計	5,327	6,124

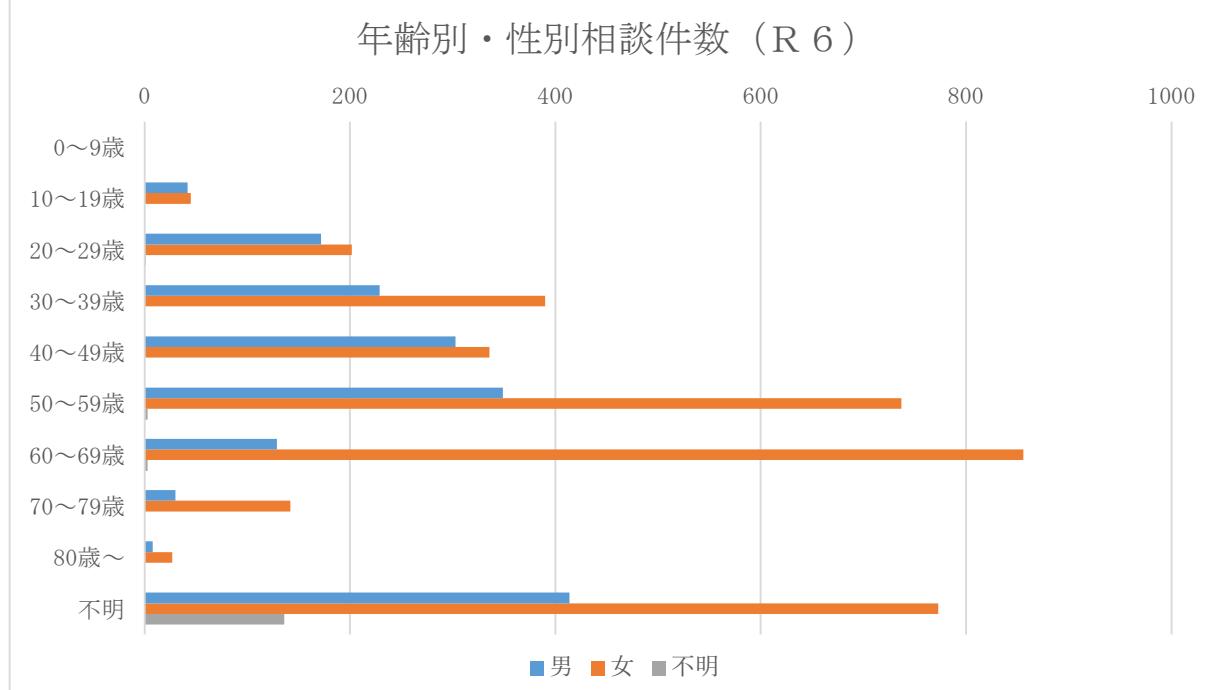
相談時間別相談件数 (R 6)



相談者の年齢別・性別相談件数

年齢区分	男	女	不明	小計
0～9歳	0	0	0	0
10～19歳	42	45	0	87
20～29歳	172	202	1	375
30～39歳	229	390	0	619
40～49歳	303	336	0	639
50～59歳	349	737	3	1,089
60～69歳	129	856	3	988
70～79歳	30	142	0	172
80歳以上	8	27	0	35
不明	414	773	136	1,323
計	1,676	3,508	143	5,327

年齢別・性別相談件数 (R 6)



相談内容別相談件数

相談内容	R 6		R 5		
	件数	率(%)	件数	率(%)	
行動上の問題に関すること	高次脳機能障害	1	0.0	0	0.0
	若年認知症	1	0.0	0	0.0
	ひきこもり	11	0.2	8	0.1
	不登校	48	0.9	37	0.6
	家庭内暴力	8	0.2	17	0.3
	依存	403	7.6	359	5.9
	問題行動	8	0.2	7	0.1
対人関係及び心理的な悩みに関すること	家庭内のこと	534	10.0	482	7.9
	友人・隣人・恋人	84	1.6	94	1.5
	職場内のこと	151	2.8	149	2.4
	心理的な相談・自分の性格	564	10.6	834	13.6
	話したい(頻回利用)	1,862	35.0	2,275	37.1
他機関・福祉制度に関すること	医療機関・関係機関に関すること	486	9.1	529	8.6
	経済的なこと	43	0.8	50	0.8
	就労	50	0.9	42	0.7
	日常生活	165	3.1	185	3.0
	その他の法・制度	13	0.2	16	0.3
教育に関すること	学校	17	0.3	21	0.3
	子育て・療育	14	0.3	33	0.5
当センターに関すること	当センターに関すること	72	1.4	82	1.3
その他	その他	792	14.9	904	14.8
	計	5,327	100	6,124	100

(2) メール相談

1) 相談日 メールは24時間受信し、2週間以内に返信を行っている。

2) 従事者 精神科医師、心理士、保健師

3) 事業の実績 相談件数は延べ39件であった。

① 相談の内容

対人関係及び心理的な悩みに関する「心理的な相談・自分の性格」14件(35.9%)と多く、次いで、他機関・福祉制度に関する「医療機関・関係機関に関する」と12件(30.8%)が多い。

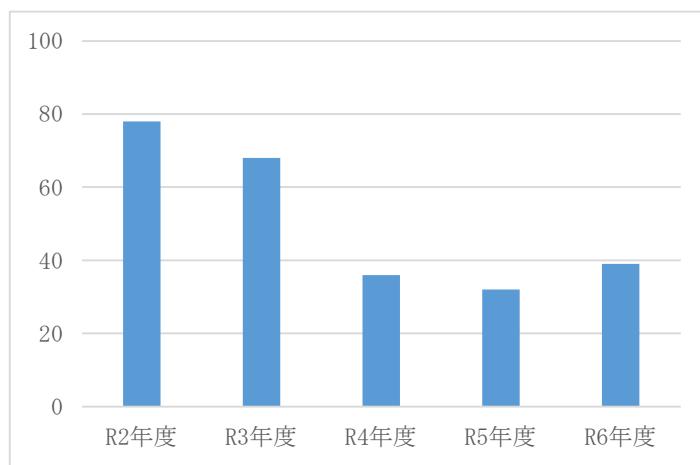
② 受付時間帯

受信件数が最も多い時間帯は、12:01～17:00が14件(35.9%)と最も多かった。次

いで 22:01～8:00 が 12 件 (34.8%) となっている。

メール相談件数の推移

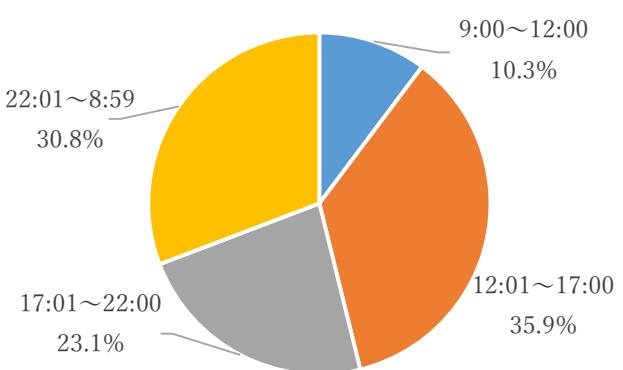
	延べ件数
R2 年度	78
R3 年度	68
R4 年度	36
R5 年度	32
R6 年度	39



受信時間別件数

受信時間	R 6	R 5
9:00～12:00	4	3
12:01～17:00	14	12
17:01～22:00	9	11
22:01～8:59	12	6
計	39	32

受信時間別相談件数 (R 6)



相談内容別相談件数

相談内容	R 6		R 5		
	件数	率(%)	件数	率(%)	
行動上の問題に関すること	高次脳機能障害	0	0.0	0	0.0
	若年認知症	0	0.0	0	0.0
	ひきこもり	3	7.7	1	3.1
	不登校	0	0.0	0	0.0
	家庭内暴力	1	2.6	0	0.0
	依存	1	2.6	7	21.7
	問題行動	0	0.0	0	0.0
対人関係及び心理的な悩みに関すること	家庭内のこと	1	2.6	1	3.1
	友人・隣人・恋人	1	2.6	2	6.2
	職場内のこと	1	2.6	1	3.1
	心理的な相談・自分の性格	14	35.9	7	21.7
	話したい(頻回利用)	0	0.0	0	0.0

他機関・福祉制度に関すること	医療機関・関係機関に関すること	12	30.8	6	18.6
	経済的なこと	1	2.6	1	3.1
	就労	0	0.0	1	3.1
	日常生活	0	0.0	0	0.0
	その他の法・制度	0	0.0	0	0.0
教育に関すること	学校	0	0.0	0	0.0
	子育て・療育	2	5.1	2	6.2
当センターに関すること	当センターに関すること	1	2.6	0	0.0
その他	その他	1	2.6	2	6.2
計		39	100	32	100

(3) 来所相談

1) 事業内容 思春期、ひきこもり及び依存症等の特定相談を行っている。

2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士、精神保健福祉士

3) 事業の実績

相談件数は実 161 件、延べ 209 件であった。相談ごとの詳細は各事業に再掲する。

① 相談の来所者

実相談件数で見ると、「家族のみ」で来所相談したケースが 80 件(49.7%)と半数程度を占めており、以下「本人のみ」33 件(20.4%)、「本人と家族」42 件(26.1%)となった。

② 来所経路

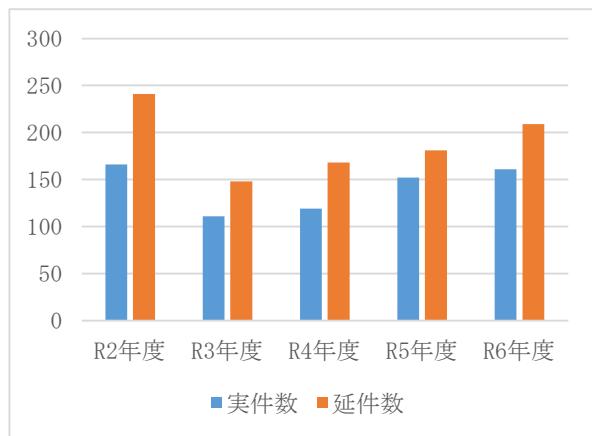
来所相談に至った経路として、「インターネット」からの相談が 72 件(44.7%)と最も多く、次いで「精神医療機関」からの相談が 13 件(8.1%)となった。

③ 相談の内容

来所相談の相談内容は、依存に関する相談が 75 件(46.6%)と最も多く、次いでひきこもりに関する相談が 45 件(28.0%)となった。

来所相談件数の推移(単位：件)

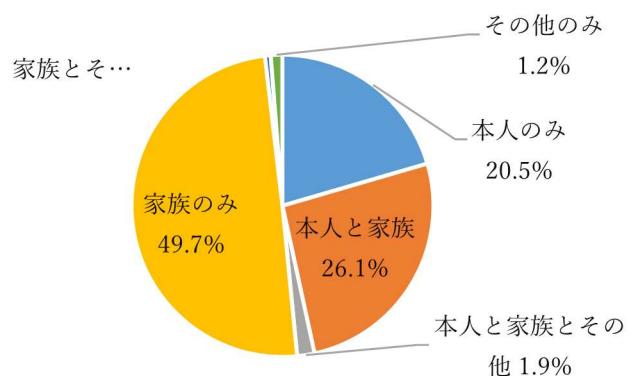
	実	延べ
R2 年度	166	241
R3 年度	111	148
R4 年度	119	168
R5 年度	152	181
R6 年度	161	209



相談者別相談件数

相談者	実	延べ
本人のみ	33	46
本人と家族	42	53
本人と家族とその他	3	3
家族のみ	80	102
家族とその他	1	1
その他のみ	2	4
計	161	209

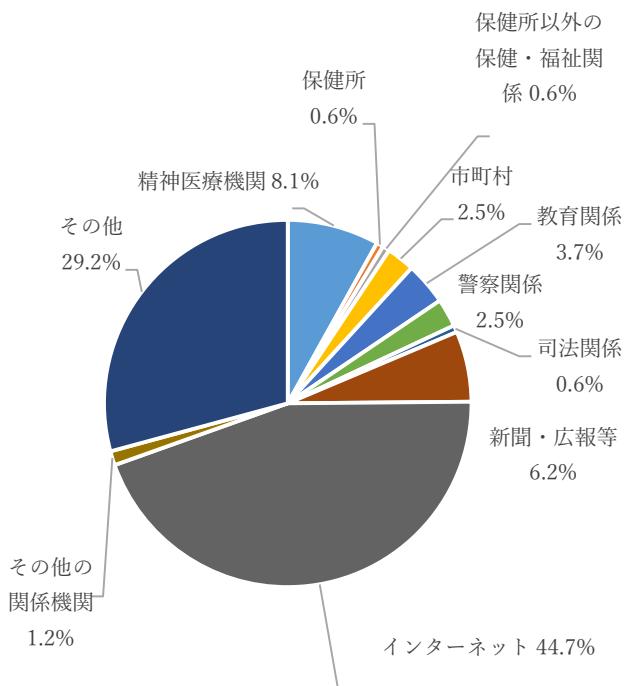
相談者別相談件数 (R 6 : 実)



相談経路(相談のきっかけ)

経路	R 6	R 5
精神医療機関	13	3
保健所	1	8
保健所以外の保健・福祉関係	1	4
市町村	4	4
教育関係	6	0
警察関係	4	1
司法関係	1	4
新聞・広報等	10	7
電話帳	0	3
インターネット	72	63
その他の関係機関	2	4
その他	47	51
不明	0	0
計	161	152

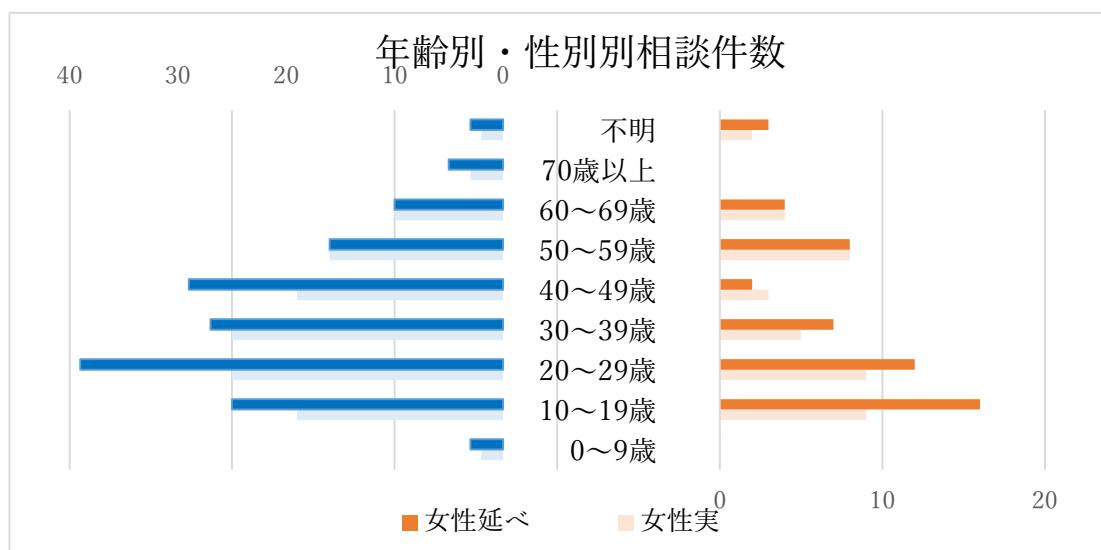
相談経路 (R 6 : 実)



相談対象者の年齢

	年齢区分	男性	女性	計
延	0～9 歳	3	0	3
	10～19 歳	25	16	41
	20～29 歳	39	12	51
	30～39 歳	27	7	34
	40～49 歳	29	2	31

	50～59 歳	16	8	24
	60～69 歳	10	4	14
	70 歳以上	5	0	5
	不明	3	3	6
	小計	157	52	209
実	0～9 歳	2	0	2
	10～19 歳	19	9	28
	20～29 歳	25	9	34
	30～39 歳	25	5	30
	40～49 歳	19	3	22
	50 歳～59 歳	16	8	24
	60 歳～69 歳	10	4	14
	70 歳以上	3	0	3
	不明	2	2	4
	小計	121	40	161



相談内容別相談件数

相談内容	R 6		R 5		
	件数	率 (%)	件数	率 (%)	
行動上の問題に関する相談	高次脳機能障害	0	0.0	0	0.0
	若年認知症	0	0.0	0	0.0
	ひきこもり	45	28.0	39	25.6
	不登校	10	6.2	1	0.7
	家庭内暴力	1	0.6	2	1.3
	依存	75	46.6	80	52.6

	問題行動	2	1.2	2	1.3
対人関係及び心理的な悩みに関すること	家庭内のこと	1	0.6	4	2.6
	友人・隣人・恋人	0	0.0	0	0.0
	職場内のこと	0	0.0	0	0.0
	心理的な相談・自分の性格	2	1.2	4	2.6
	話したい(頻回利用)	0	0.0	0	0.0
他機関・福祉制度に関すること	医療機関・関係機関に関すること	0	0.0	2	1.3
	経済的なこと	0	0.0	1	0.7
	就労	0	0.0	0	0.0
	日常生活	1	0.6	1	0.7
	その他の法・制度	0	0.0	0	0.0
教育に関すること	学校	0	0.0	0	0.0
	子育て・療育	0	0.0	1	0.7
当センターに関すること	当センターに関すること	0	0.0	0	0
その他	その他	24	14.9	15	9.9
	計	161	100	152	100

診断区分別相談件数

	実		延	
	件数	率(%)	件数	率(%)
F0 症状性を含む器質性精神障害	0	0.0	0	0.0
F1 精神作用物質による障害	11	11.6	11	10.7
F2 統合失調症・統合失調型障害 非定型	1	1.1	1	1.0
F3 気分障害	1	1.1	2	1.9
F4 神経症・ストレス関連障害・身体表現性障害	8	8.4	10	9.7
F5 生理的障害・身体的要因に関連した行動障害	0	0.0	0	0.0
F6 成人の人格・行動の障害	26	27.4	27	26.2
F7 知的障害	1	1.1	2	1.9
F8 心理的発達の障害	8	8.4	8	7.8
F9 小児期・青年期の障害	0	0.0	0	0.0
その他	9	9.5	11	10.7
診断保留・未診断	22	23.2	23	22.3
異常と認めず	8	8.4	8	7.8
計	95	100	103	100

※面接相談のうち、医師相談を行ったものの計上

6 アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題事業

平成31年4月から「依存症相談拠点」として、それまで実施してきた依存症相談や家族教室・本人向け回復プログラムなどの継続の他、研修やリーフレット等による情報提供、ホームページの充実による支援機関の周知、各機関との会議や事業への協力を連携を図るなど、当センターの事業と地域の社会資源を結びつけた依存症支援の強化を図った。

(1) 依存症医師相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症問題で困っている当事者及びその家族等を対象に、精神科医師による来所相談を実施している。

依存症問題を持つ当事者と依存問題に影響された家族の回復を目的とし、適宜、依存症家族教室や本人向け依存症再発防止プログラム（ぐんま～ぶ）及び地域の社会資源に結びつけている。

1) 開催 月2回（偶数月は3回）

2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士

3) 事業の実績

(単位 件数)

年度	相談 件数	相談内容内訳						
		違法薬物	処方薬	市販薬	溶剤溶剤	アルコール	ギャンブル 借金・買い物	その他
R2年度	40	3	4	1	0	15	16	1
R3年度	35	4	0	1	0	10	18	2
R4年度	41	2	3	0	0	12	17	7
R5年度	47	2	0	0	0	18	18	9
R6年度	53	2	0	0	0	10	25	8

(2) 依存症者の家族教室

平成25年3月より家族支援プログラムとして「ぐんま依存症ファミリートレーニング(GIFT)」を実施している。GIFTはCRAFT（コミュニティ強化と家族訓練）を参考に作成。6回1クール、年に2クール実施している。

1) 目標 家族が本人の考え方や行動を整理し、実践練習することを通して

- ①家族が苦労を減らすこと、②本人の依存症問題を減らすこと、
③本人を回復へ向かわせること、の達成を目標とする。

2) 開催 每月第2火曜日 午後1時30分～4時00分

3) 内容 家族支援プログラムGIFTの実施と参加者同士の話し合い

4) 従事者 精神科医師、保健師、心理士

アドバイザー(FA:ファミリーズアノニマス)

5) 参加者数 実25人、延74人

【GIFTプログラム】

回	家族支援プログラム GIFT の学習テーマ
第1回	トラブルマップで問題を解決する
第2回	暴力への対応と限界の設定
第3回	ポジティブコミュニケーション
第4回	関わり方の整理
第5回	家族の生活を豊かにする
第6回	本人に治療を勧める

(3) ぐんま～ぷ

平成28年度から依存症当事者を対象とした「依存症からの回復支援塾」を開催。令和4年度から「ぐんま～ぷ」とプログラム名を変更して実施している。

本事業は、依存症再発防止プログラムを提供するとともに、その普及を図ることを目的とする。

- 1) 目 標 参加者が自己肯定感を高め、自分自身に合った社会資源（専門医療機関や自助グループ等）を利用しながら、その人らしい安定した生活を継続して送ることができるよう集団プログラムを開催する。
- 2) 開 催 毎月第1・3金曜日の午後1時30分～3時00分
- 3) 内 容 物質使用障害治療プログラム: S M A R P P (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) を1クール10回に改編した独自のテキストを使用し、年間2クール実施する。
- 4) 従事者 精神科医師、保健師、心理士、コ・ファシリテーター役の回復者（藤岡ダルクスタッフ）・保護観察官・教育専門官
- 5) 参加者数 実19人、延107人

(4) ゲーム依存症普及啓発セミナー

近年ゲームに過度にのめり込むことにより日常生活、社会生活に著しい悪影響を及ぼすゲーム依存症が問題となっている。ゲーム依存症についての正しい知識を広めることを目的として実施した。

- 1) テーマ 「子どもと考えよう！スマホ・ゲームとの付き合い方」
- 2) 日 時 令和7年1月25日（土）
- 3) 場 所 群馬県社会福祉総合センター
- 4) 講 師 Aki 司法書士事務所 田中友里 氏
- 5) 参加者数 112人

(5) 依存症回復支援者研修会

地域における依存症支援者の援助技術の向上を図り、本人や家族のニーズに応じた相談体制の充実強化を図ることを目的として実施した。

- 1) 日 時 令和6年11月22日(金) 午後1時30分～4時30分
- 2) 場 所 社会福祉総合センター 大ホール
- 3) 対 象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等
- 4) 参加者 85名
- 5) 講義内容

①「薬物依存における近年の傾向 と市販薬依存について」

講師：国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

薬物依存研究部 心理社会研究室長 嶋根 卓也 先生

②「当事者からのメッセージ」 NA、FA メンバー

(6) 依存症地域生活支援者研修会

潜在的に依存症患者やその家族等に対応する機会のある生活の支援を行う者を対象にアルコール依存症の特性を踏まえた支援に関する研修を実施し、依存症患者やその家族等の早期発見や適切な支援につなげる等の早期介入を図ることができる人材の育成を目的として実施した。

- 1) 日 時 令和6年12月19日(木) 午後1時30分～4時10分
- 2) 場 所 群馬県立産業技術センター 多目的ホール
- 3) 対 象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等
- 4) 参加者 80人
- 5) 講義内容

①「アルコール依存症の基礎知識」

講師：こころの健康センター 所長 佐藤 浩司 医師

②「赤城高原ホスピタルでの支援の実際」

講師：赤城高原ホスピタル 精神保健福祉士 永尾 奈生実 氏

③ 質疑応答

④「当事者の体験談・メッセージ」 AA (アルコホーリクスアノニマス) メンバー

⑤「当事者家族の体験談・メッセージ」 FA (ファミリースアノニマス) メンバー

(7) 連携会議運営事業

依存症患者に対する包括的な支援を実施するため、行政、医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を行うことを目的に依存症地域支援連携会議を開催した。

1) アルコール・薬物分科会

- ①日 時：令和6年7月25日（木） 午後2時～4時
- ②開催場所：こころの健康センター 別棟会議室
- ③参加団体：12団体（22人参加）
- ④内容：各機関におけるアルコール・薬物依存症対策に関する情報共有、群馬県依存症対策推進計画の推進に向けた意見交換

2) ギャンブル等依存症分科会

- ①日 時：令和6年8月6日（火） 午後2時～4時
- ②開催場所：こころの健康センター 別棟会議室
- ③参加団体：14団体（22人参加）
- ④内容：各機関におけるギャンブル等依存症対策に関する情報共有、群馬県依存症対策推進計画の推進に向けた意見交換

3) ゲーム依存分科会

- ①日 時：令和6年8月21日（水） 午後2時～4時
- ②場所：こころの健康センター 別棟会議室
- ③参加団体：9団体（18人参加）
- ④内容：各機関におけるゲーム依存対策に関する情報共有、群馬県依存症対策推進計画の推進に向けた意見交換

（8）ゲーム依存症支援者向け研修会

ゲーム依存に関する知識を深め、ゲーム依存症者とその家族に対する相談技術の向上を目的に支援者向けに開催した。

- 1) 日 時 令和7年1月10日（金） 午後1時30分～3時30分
- 2) 開催場所 群馬県勤労福祉センター 第1・2会議室
- 3) 参加者 134人
- 4) 講 師 さいがた医療センター 臨床心理士・後任心理士 大越拓郎 氏
- 5) 講義内容 「ゲーム依存の心理」質疑応答を含む

（9）アルコール問題対応力向上研修会

かかりつけ医及び産業医を対象に研修会を実施。アルコール依存による身体および精神症状の知識を深め、専門病院での治療方法について学ぶことを目的とした研修会を開催した。

- 1) 日 時：令和7年2月9日（日）午後2時00分～4時15分
- 2) 場所：群馬県庁 291会議室
- 3) 参加者：29人
- 4) 講義内容：
 - ①アルコール依存症者への動機づけ面接法
講師 久里浜医療センター 医長 湯本 洋介 先生

②アルコール依存症～回復者の体験談～

講師 A A (アルコホーリクスアノマス) メンバー

(10) **V B P : Voice Bridges Project (声のかけはしプロジェクト)**

保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究。保護観察所と精神保健福祉センターが連携した薬物依存症地域支援システム。令和4年9月から開始、現在4名の調査を行っている。

(11) **その他**

県内における依存症関連問題自助グループや関係機関との連絡・調整、助言等を隨時行っている。

1) 講話・研修会等

- ①刑務所や保護観察所など、関係機関への講師派遣
- ②出前なんでも講座（依存症に関するもの）を21回、講師派遣による依存症に関する講話を2回実施した

2) 回復支援のための協力

ダルク・専門病院・保護観察所との回復プログラムの共有や情報交換・見学等

3) 情報発信

- ①新聞・ラジオ・研修会を活用した依存症の啓発
- ②依存症リーフレット、ポスターや依存症相談カードを作成、相談窓口の周知
- ③インターネット検索連動型広告にてゲーム依存症に関する相談窓口の周知

7 思春期相談

(1) 事業の目的

思春期精神保健に関する知識の普及や相談等総合的な対策をとることにより、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見等を図る。

(2) 事業実績

1) 来所相談

思春期に対する専門医師による相談と必要に応じた心理検査の実施により、本人特性を踏まえながらアドバイスを行っている。

相談件数の内容は統計上、主なもので分類しているが重層的な内容が多い。

年度	相談件数		相談内容 (単位: 件)							
			ひきこもり		不登校		発達障害		その他	
	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ
31(元)	18	26	7	11	4	5	0	0	7	10
2	11	16	7	10	2	3	0	0	2	3
3	28	38	11	15	8	9	0	0	9	14
4	24	29	15	16	4	6	0	0	5	7
5	11	18	5	7	1	1	0	0	5	10
6	18	25	6	9	5	6	0	0	7	10

2) 児童思春期講演会

児童思春期をテーマに年間1回「こころの県民講座」として開催。詳細については、14ページに記載。

8 自殺対策事業

(1) 事業の目的

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点として、平成29年4月1日、こころの健康センター内に「群馬県自殺対策推進センター」を設置した。令和6年度は、引き続き若年層への支援、ハイリスク者への支援及び地域の特性に応じた対策の支援等の事業を実施した。

(2) 事業実績

1) 若年層への支援

①教職員向け自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、教諭・養護教諭等を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：令和6年8月6日、8月22日

参加者：22人（8月6日）、20人（8月22日）

講師：新島 恵子保健師（群馬県障害政策課 精神保健室） 木藤陽香保健師（群馬県医務課）

②若い世代に向けた自殺対策動画の放映

若者に対して県の相談窓口に関する情報を届け、自殺を未然に防ぐために、若い世代に向けた自殺対策動画（3本）を群馬県内に本拠地を置くプロスポーツチーム（群馬クレインサンダーズ、群馬ダイヤモンドペガサス、ザスパクサツ群馬）の協力を得て制作した動画をYouTube群馬県公式チャンネル「tsulunos」で公開している。

動画は、各市町村にもデジタルサイネージ等での放映に協力を依頼し、伊勢崎市などにおいて放映を行った。

また、平成29年度に制作した動画を「群馬県自殺予防月間（9月）」及び「自殺対策強化月間（3月）」に、関東財務局前橋財務事務所の協力を得て「前橋地方合同庁舎」に設置されているデジタルサイネージで放映を行った。

2) ハイリスク者への支援

①自殺未遂者相談支援事業（いのちの相談支援事業）

当事者やその家族の同意を基に、救急指定病院等、職務上の対応により自殺未遂事案を把握した機関と市町村が連携し、自殺の原因や動機となる悩みに応じることで、再度の自殺企図を防ぐために包括的な相談支援を行う事業。令和5年4月より東毛地域をモデル地域として、事業を開始した。

令和6年度の対象となる事例は2件だった。

②自殺企図者相談支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、警察、県及び中核市（前橋市、高崎市）が連携して、未遂者や家族に対する相談支援を行った。

令和6年度は、警察からの情報提供4件だった。

③自殺未遂者こころの支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急指定病院と連携して帰宅後の未遂者や家族の支援を行うものであり、令和6年度は病院からの情報提供0件だった。

④かかりつけ医うつ病対応力向上研修会の開催

うつ病の早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図るため、かかりつけ医や産業医を対象に、うつ病の基礎知識、診断・治療等に関する研修会を開催した。

日 時：令和6年10月20日（日）午後1時～5時30分

場 所：群馬県庁294会議室

参加者：44人

内 容：「うつ病の基礎知識」

群馬県立精神医療センター 院長 赤田卓志朗 氏（医師）

「うつ病の治療の実際とケア」

中泉メンタルクリニック 院長 黒崎成男 氏（医師）

「認知行動療法の仕組みとうつ病への対応方法について」

群馬大学医学部附属病院精神科神経科 病院講師 小野樹郎 氏（医師）

「産業保健におけるかかりつけ医、精神科医との連携」

柴田メンタルクリニック 院長 柴田信義 氏（医師）

⑤令和6年度群馬県P E E Cコース開催

精神科的問題を有する身体救急患者に対し、標準的な初期評価・初期診療を行うために必要な知識等を身に付けるため、一般救急医療に従事する医療関係者等を対象とした研修を前橋赤十字病院に委託し開催した。

日 時：令和6年9月 7日（土）

令和7年1月 12日（日）

場 所：前橋赤十字病院

参加者：計31名

講師数：計35名

内容：講義「コース概要」「精神科の現状」

症例②「過呼吸」

症例①「過量服薬」

症例③「興奮」

症例④「違法薬物」

3) 地域の特性に応じた対策の支援

保健福祉事務所が開催する地域自殺対策連絡会議を通じて、自殺対策に関する情報提供・助言など地域の特性に応じた対策の支援を行った。

4) 相談体制の充実

①こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556

全国共通の電話番号による自殺予防のための電話相談を行った。

相談時間は平日の 9:00～22:00（ただし、祝日及び年末年始を除く）で、令和 6 年度の相談件数は延べ 2,448 件である。

②こころのオンライン相談@ぐんま（LINE 相談）

身近な連絡ツールである LINE を活用した相談を行った。

相談時間は、毎日 19:00～24:00（土日祝日、年末年始を含む）

令和 6 年度末までの相談件数は延べ 5,903 件である。

③精神保健福祉相談（詳細については 15 ページに記載）

面接（来所）、電話及びメールによる精神保健福祉相談を実施した。

面接相談 : 261 件（うち自殺関連 42 件）

電話相談※ : 6,577 件（うち自殺関連 268 件）

メール相談 : 39 件（うち自殺関連 5 件）

※電話相談については、精神科救急における電話相談数を含む

④「多重債務者相談会」における「こころの相談」の実施

県消費生活課と市町村消費生活センター等で開催する相談会において、各保健福祉事務所や中核市の保健師の協力を得て、相談者に対する「こころの相談」を実施した。

10 会場 47 件

⑤自死遺族相談の実施

身近な人を自死で亡くされた方を対象に自死遺族相談を実施した。

相談日：毎月第 2 金曜日（予約制）

従事者：精神科医師、保健師

相談件数：11 件 11 人

⑥自死遺族交流会の開催

自死により家族等を亡くした遺族のための交流会を実施した。（上記④を受けた者のうち希望者）

開催日：毎月第 2 金曜日

従事者：精神科医師、保健師

参加者：延 48 人

5) 人材育成

①自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、相談業務に従事する保健福祉関係職員を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：令和 6 年 10 月 25 日、11 月 12 日、11 月 28 日

参加者：16 人（10 月 25 日）、19 人（11 月 12 日）、21 人（11 月 28 日）

講師：吉澤莉恵保健師、山田淳子保健師（こころの健康センター）

②群馬県版ゲートキーパー手帳の配布

上記研修会のテキストとして群馬県版ゲートキーパー手帳を配布した。また、統計情報を更新し、研修を実施する保健福祉事務所、中核市等にデータの提供を行った。

配布部数：2,271 部

③ゲートキーパーリーフレットの配布

簡易的な研修資材としてリーフレットを配布した。また、外国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）版のリーフレットを、ホームページに掲載した。

配布部数：400 部

④ゲートキーパー講師養成研修

県や市町村へのアンケートからの課題を基に、受講者を講師として市町村、産業保健分野それぞれでゲートキーパー研修を企画できることを目的としたカリキュラムに再編成し、集合形式で研修を開催した。

開催回数：1 回 参加者数：25 人

⑤自殺予防講演会

自殺対策の推進及び充実を図るため、先進的な自殺予防対策に取り組んでいる講師による講演会を、群馬県自殺予防月間（9 月）に開催した。

配信期間：令和 6 年 9 月 1 日（日）～10 月 8 日（火）

開催方法：動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」
で限定公開）

参 加 者：624 人（動画再生回数 1,216 回）

演 题：「死と喪失をテーマにしたゲームが与える影響
～若年者の自殺予防に必要な新たな視点～」

講 師：東京大学大学院情報学環 特任研究員 坂井 裕紀 氏

6) 広報啓発

①自殺予防啓発リーフレットの作成及び県ホームページへの掲載

群馬県自殺予防月間（9月）や自殺対策強化月間（3月）等における啓発活動に使用するために、自殺予防啓発リーフレット「ひとりの命大切なのち」を作成し、県ホームページへ掲載した。

また、県内市町村及び各保健福祉事務所等に周知し、活用を依頼した。

②自殺予防啓発事業の実施

ア 群馬県自殺予防月間（9月）

- ・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：令和6年8月14日（水）～9月11日（水）

- ・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所：群馬県庁県民駐車場、

関東財務局前橋財務事務所、伊勢崎市など

期 間：令和6年9月1日（日）～9月30日（月）

イ 自殺対策強化月間（3月）

- ・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：令和7年2月13日（木）～3月12日（水）

- ・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所：群馬県庁県民駐車場、関東財務局前橋財務事務所、

伊勢崎市など

期 間：令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

ウ JR東日本高崎支社と協働した活動

群馬県自殺予防月間（9月）および自殺対策強化月間（3月）に、高崎駅構内のトイレに「こころの健康相談統一ダイヤル」案内カードを配置し、相談窓口を周知した。

エ その他

新聞・FMラジオでこころの健康センター統一ダイヤルの周知等を行った。

9 ひきこもり支援センター事業

(1) 事業の目的

平成26年6月にこころの健康センター内にひきこもり支援センターを設置し、「ひきこもり相談専用ダイヤル」を開設した。ひきこもりに特化した第一次相談窓口として、ひきこもり状態にある本人や家族、支援者等からの相談に応じ、助言を行うとともに適切な機関へつなぐほか、居場所づくりや関係機関とのネットワークの構築等の役割を通じて、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的としている。主に、相談支援、関係機関との連携、人材育成、情報発信について事業を行っている。

(2) センターの概要

名称：ひきこもり支援センター

開設：平成26年6月1日

場所：群馬県こころの健康センター内

時間：電話相談は月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始は除く）

来所相談は予約制

体制：ひきこもり支援コーディネーター（専任・嘱託）1人 *定数2人
保健師（兼務・正規）2人

(3) 事業実績

1) 相談支援

専任のひきこもり支援コーディネーターを配置し電話相談等に応じている。

相談内容に応じて、来所相談（保健相談・医師相談）や家族教室、他の適切な支援機関につないでいる。

①電話相談（ひきこもり支援センタ一分再掲）

ア 電話件数

	R2	R3	R4	R5	R6
実件数	279	302	254	252	208
延件数	639	625	488	601	541

イ 相談者内訳（延件数）

	R2	R3	R4	R5	R6
本人	105	88	88	107	78
本人以外	534	537	400	494	463

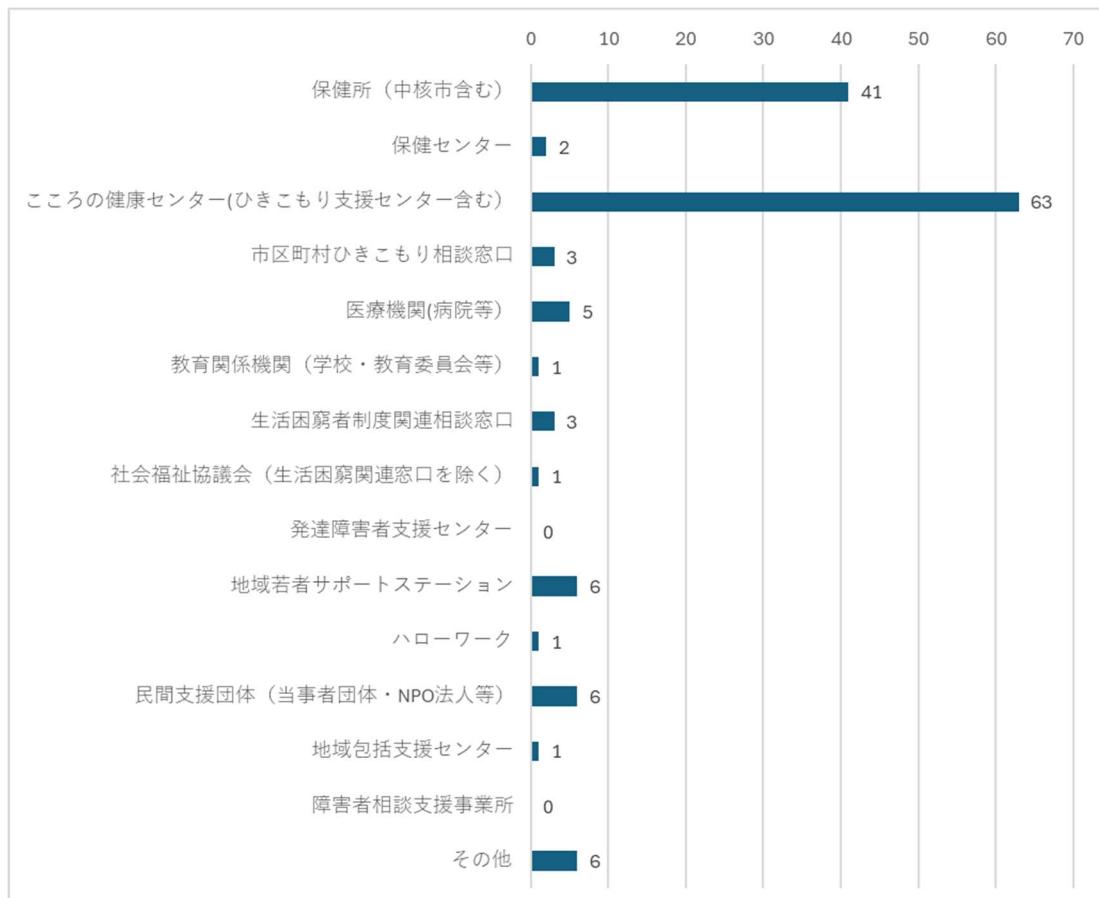
ウ 当事者性別（実件数）

	R2	R3	R4	R5	R6
男性	173	199	171	157	129
女性	89	84	69	75	69
性別不明及び個別相談ではない	17	19	14	20	10

エ 当事者年代（実件数）

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
R2	0	41	71	39	35	21	7	65
R3	0	65	63	54	56	18	5	36
R4	0	54	59	54	26	23	5	33
R5	0	53	64	46	28	16	5	40
R6	1	53	48	33	26	19	6	22

オ 関係機関へつないだ件数（複数計上）



注：ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント（厚生労働省統計に準ずる）

②来所相談（ひきこもり支援センタ一分再掲）

ア 来所件数（予約制）

	R2	R3	R4	R5	R6
実件数	38	50	46	35	56
延件数	87	73	80	56	86

イ 相談者内訳

相談者（延件数）

	R2	R3	R4	R5	R6
本人	30	14	44	22	27
本人以外（複数来所）	84	93	74	55	107

当事者性別（実件数）

	R2	R3	R4	R5	R6
男性	29	40	36	28	40
女性	9	10	10	7	16

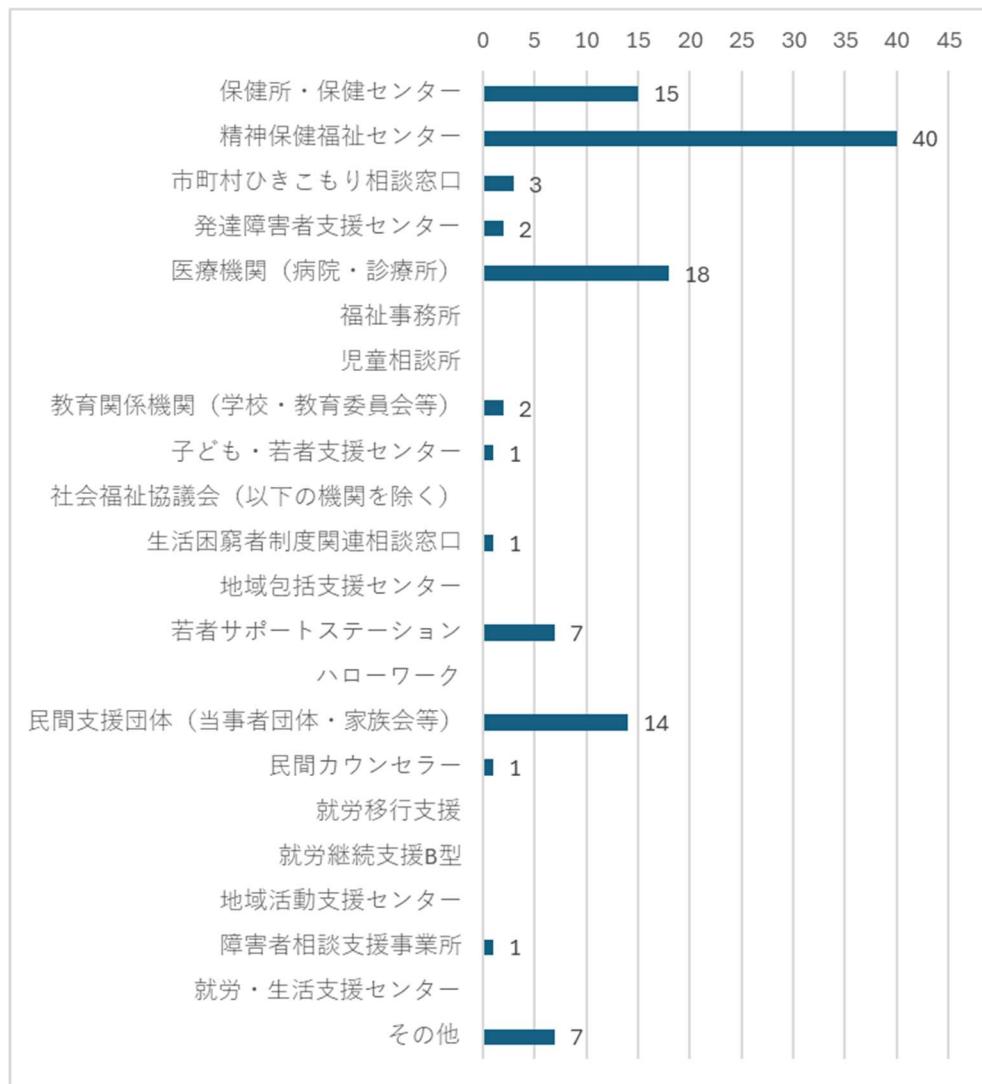
当事者年代（実件数）

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代以上	不明
R2	0	9	23	14	3	2	1
R3	0	19	18	6	4	3	0
R4	0	11	15	12	6	2	0
R5	0	6	17	7	4	1	0
R6	1	15	19	7	9	5	0

ウ 対応（延件数）

	R2	R3	R4	R5	R6
情報提供	6	19	22	28	42
助言指導	37	34	12	10	24
傾聴	7	1	2	2	1
予約	25	29	26	10	14
関係機関へのつなぎ	12	7	18	6	5

エ 関係機関へつないだ件数（複数計上）



注：ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント（厚生労働省統計に準ずる）

2) ひきこもりの家族教室

- 目的 ひきこもりに関する知識や対応の工夫を学び、家族自身が気持ちのゆとりを持つ機会を提供する。
- 開催 原則第4木曜日 午後1時30分～4時
- 従事者 精神科医師、保健師、精神保健福祉士（嘱託）、心理士（嘱託）
- 参加者数 実26人、延109人（関係者見学：延11人）
- 場所 こころの健康センター 別棟会議室
- 内容 ひきこもりに関する知識や情報、声かけの工夫等を学ぶ情報提供型
- 備考 令和元年度下期にテキストを作成し、令和2年7月県ホームページに掲載している。後半の時間を「家族の居場所」として、交流の時間を設けている。

日 程		内 容
上期	下期	
4月23日	10月22日	『ひきこもり』とは
5月28日	11月26日	『本人と家族の気持ち』『会話の工夫』
6月25日	12月24日	『関わり方の工夫』～こんなときどうする？
7月23日	1月28日	『生活を豊かにする』
8月27日		外部講師による講話「S S Tを学ぼう」 東京福祉大学 非常勤講師 飯島久香氏
	2月25日	外部講師による講話「障害年金について」 社会保険労務士 浅田均氏

3) 関係機関との連携

①ひきこもり支援機関連絡協議会

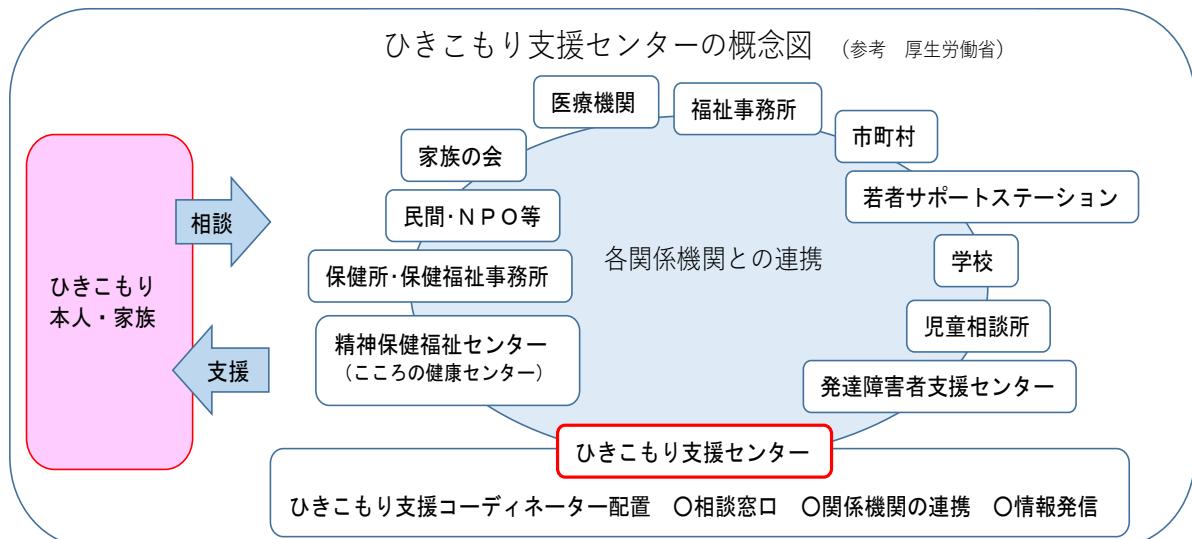
- 既存の県子ども・若者支援協議会（代表者会議、実務者会議）を活用
- 令和5年度実績を書面にて報告

②ひきこもりサポートアーズ・ミーティング（関係機関とのオンライン意見交換会）

- 令和3年度試行を経て令和4年度から偶数月定例開催
- 児童福祉・青少年課を含む県庁内関係部署、県社協、市町村、民間団体等参加

③講師派遣等

- 出前なんでも講座：1件 参加者78名
- 就労移行支援事業所における事例検討会 参加者24名



4) 人材育成

①ひきこもり支援関係職員研修会

- ・日 時：令和6年9月24日（火）
- ・内 容：行政説明 県障害政策課精神保健室、こころの健康センター
講演「ひきこもり支援の基本～多職種で考えるひきこもり～」
群馬県立精神医療センター 医師 松岡彩氏
グループワーク
- ・対象者：市町村行政、社協、福祉団体等ひきこもり支援関係職員
- ・参加数：106人

②ひきこもり講演会

- ・方 法：Web開催（事前に申込みをした県民に対し、期間限定で配信）
- ・期 間：令和6年12月25日～令和7年2月28日
- ・内 容：講演「私の『ひきこもり』を語る～ひきこもる心を理解する～」
NPO法人ぐんま若者応援ネット理事長
- ・対象者：一般県民及び保健、医療、福祉、教育等関係機関の職員
- ・申込数：467名（動画再生回数717回）

③市町村ひきこもり対策担当職員研修会

- ・日 時：令和6年7月30日（火）13:30～16:00
- ・場 所：前橋合同庁舎 地域防災センター
- ・内 容：行政説明 群馬県障害政策課
情報提供 ひきこもり支援センター
地域の取組紹介 伊勢崎市社会福祉課
グループワーク
- ・対象者：市町村及び保健福祉事務所の職員
- ・参加数：14市町村から20名、5保健福祉事務所から6名

5) 情報発信

- ①ラジオ、研修会等での広報活動
- ②支援センターのリーフレット配布
- ③掲載（子ども・若者支援協議会）

6) ひきこもり支援のための広域的居場所づくり事業（令和5年度～）

ひきこもり状態にある当事者又はその家族を対象とした居場所の運営を5団体に委託し実施した。

- ・委託先
中毛地区 NPO法人ぐんま若者応援ネット、コンパッション

東毛地区 桐生市社会福祉協議会、居場所「ITO（糸）」

北毛地区 一般社団法人 Portal

・開催回数（5団体計）：245回

・利用者数（5団体計）：実245人、延べ1,184人

10 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳交付申請のうち、診断書を添付して申請があったものについては月2回診断書を審査し、年金証書を添付して申請があったものについては、障害の種別・等級を年金事務所等に照会し、適当と認められるものについて手帳を交付した。

(単位：件)

		R元	R2	R3	R4	R5	R6
申請		7,812	7,459	8,896	8,795	10,139	10,242
承認		7,739	7,373	8,746	8,636	9,972	10,103
承認内訳	1級	2,391	2,127	2,147	1,870	2,014	1,813
	2級	3,872	3,446	4,066	3,918	4,439	4,591
	3級	1,476	1,800	2,533	2,848	3,519	3,699
不承認		73	86	150	159	167	139
年度末時点の手帳保有者数 (診断書 + 年金証書)		14,412	14,953	15,980	17,044	18,343	19,598

11 自立支援医療費（精神通院医療）

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定申請について、月2回、申請書等を審査し、適当と認められるものについて、自立支援医療受給者証（精神通院）を交付した。

(単位：件)

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
申請		30,261	23,171	33,519	34,243	35,619	37,858
認定		30,253	23,163	33,509	34,230	35,603	37,844
内訳	新規	4,222	3,684	4,529	4,751	5,004	5,178
	継続	22,174	15,916	24,468	25,128	24,005	27,254
	変更	3,857	3,563	4,512	4,351	6,594	5,412
不認定		8	8	10	13	16	14
年度末時点の認定者数		25,713	28,628	28,176	29,374	30,811	32,167

1.2 精神医療審査会

精神医療審査会では、精神科病院に入院中の者の人権擁護と適正な医療の確保のために、措置入院者の措置入院決定報告書及び定期病状報告書並びに医療保護入院者の入院届、入院期間更新届及び定期病状報告書（医療保護入院者の定期病状報告書は令和6年度施行前の旧精神保健福祉法に基づき提出されたものに限る。）の審査と、入院患者等からの退院・処遇改善の請求に関して審査を行っている。

（1）退院請求等の受付

専用電話（退院請求専用電話）により精神科病院の入院患者やその保護者から、退院や処遇改善等の受付を行った。

①相談の内容

（単位 件）

年度		R3	R4	R5	R6
合計(A+B+C)		291	324	317	404
退院請求(A)	措置入院	24	30	30	38
	医療保護入院	125	161	197	173
	任意入院	15	19	22	39
	緊急措置入院	0	0	0	1
	形態不明	16	22	30	53
処遇改善(B)	他の入院形態への変更	0	4	0	5
	病棟異動及び隔離解除	5	8	1	0
	外出・外泊	0	0	4	1
その他(主な訴え) (C)	入院理由が納得できない	1	0	0	0
	病院職員の接遇態度への不満	4	7	7	8
	病院設備に対する不満	5	3	1	0
	主治医の変更希望等	1	0	0	0
	治療内容に納得できない	3	2	1	3
	入院が長期化している	0	0	0	0
	家のことが心配である	0	0	0	2
	入院費の不満	0	0	1	0
	審査会の問い合わせ	45	9	1	9
	その他	47	59	22	72

②相談者の入院形態

（単位 件）

年 度	R3	R4	R5	R6
合 計	291	324	317	404
措置入院	29	33	32	44
医療保護入院	202	198	211	231
任意入院	25	41	27	43
緊急措置入院	0	0	0	1
形態不明	35	52	47	85

(2) 審査会委員数及び開催状況

精神医療審査会は、4つの合議体（10月以後は5つの合議体）で審査し、各合議体の構成は次のとおりとなっている。合議体は、原則毎月第1水曜日・第3水曜日の月2回（10月以後は原則毎月第1水曜日・第2水曜日・第3水曜日の月3回）、当センター内において開催された。

（単位 人）

	委員数	法律家委員	学識経験委員	医療委員
第1合議体	5	1	2	2
第2合議体	5	1	1	3
第3合議体	5	1	1	3
第4合議体	5	1	1	3
第5合議体	5	1	2	2
合 計	25	5	7	13
予備委員	—	—	2	5

審査回数	30
全体会議回数	1

(3) 定期の報告等に係る審査状況

審査件数は、措置入院者の定期病状報告書が8件、措置入院決定報告書が114件、医療保護入院者の定期病状報告書が354件、医療保護入院者の入院期間更新届が1,565件、医療保護入院者の入院届が3,427件であった。審査結果は全て「現在の入院形態の入院が適当」と認められた。

（単位 件）

年度	R3		R4		R5		R6	
届出書類種別	審査件数	返戻件数	審査件数	返戻件数	審査件数	返戻件数	審査件数	返戻件数
措置入院者の定期病状報告書	11	0	14	8	9	2	8	1
措置入院決定報告書							114	11
医療保護入院者の定期病状報告書	1,894	232	1,831	245	1,927	401	354	52
医療保護入院者の入院期間更新届							1,565	536
医療保護入院者の入院届	3,383	389	3,469	415	3,285	635	3,427	558

合 計	5, 288	621	5, 314	668	5, 221	1, 038	5, 468	1, 158
-----	--------	-----	--------	-----	--------	--------	--------	--------

注：上記表の審査結果は、R5 の「他への入院形態への移行が適当」1 件を除き、全て「現在の入院形態の入院が適当」。意見聴取はなし（返戻後の再審査を含む）

（4）退院・処遇改善命令請求に係る審査状況

年度内の請求受理件数は、退院請求が 38 件、処遇改善請求が 0 件、計 38 件であった。以上の合計 38 件のうち、請求の取下げや患者の退院により審査が行われなかつたものを除いて、退院請求 31 件の審査が行われた。

審査結果は、「入院継続」25 件、「他の入院形態への移行が適当」4 件、「退院が適当」2 件であった。

（単位 件）

年度		R3		R4		R5		R6	
内 容		退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求
請求受理件数		56	1	48	2	52	0	38	0
前年度からの繰越		5	0	3	0	5	0	0	0
取下件数		10	0	4	1	15	0	1	0
退院済件数		5	0	3	0	4	0	4	0
審 査 結 果	入院 適当	42	—	36	—	34	—	25	—
	退院 請求 形態 移行	1	—	1	—	3	—	4	—
	退院 適当	0	—	2	—	1	—	2	—
	処遇 適当 改善 請求	—	0	—	0	—	0	—	0
	改善 必要	—	1	—	1	—	0	—	0
次年度への繰越		3	0	5	0	0	0	2	0

1.3 関係機関との連携

(1) 精神保健福祉業務連絡会議

中核市、県保健福祉事務所、県児童相談所、県発達障害者支援センター、県障害政策課に勤務する保健師等がこころの健康センターに参集し、精神保健福祉業務や児童思春期関連業務に関するそれぞれの取組を情報共有し、相互理解を深め、課題や問題点の検討を行った。

開催日	主な議題
第1回 令和6年7月2日 (会場:会議棟)	(1)所長講話「精神保健福祉における地域づくり」 (2)こころの健康センター業務について (3)各保健福祉事務所における精神保健福祉業務について (4)関係機関からの情報提供
第2回 令和6年10月31日 (会場:会議棟)	(1)精神保健福祉法第34条関係業務に係る現状と課題 (2)措置入院者退院後支援について (3)保健福祉事務所業務における情報交換・意見交換 (4)県立精神医療センターで実施しているアウトリーチについて (5)関係機関からの情報提供
第3回 令和7年1月31日 (会場:会議棟)	(1)こころの健康センターにおける事業実施状況について (2)措置入院者退院後支援について (3)各保健所における精神保健福祉業務実施状況について (4)関係機関からの情報提供

(2) 群馬県精神保健福祉協会との連携

群馬県精神保健福祉協会は、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的に平成14年3月26日に設立された。県民と地域社会の「こころの健康づくり」の推進をめざし、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、精神障害者への理解を深めるための活動及び精神障害者の社会参加の推進などの活動を行っている。

こころの健康センターでは、以下の令和4年度事業について運営等支援を行った。

1) 定期総会・日本精神保健福祉連盟会長表彰等表彰式の開催

2) 県民こころの健康づくりセミナー

開催日・会場 令和5年5月13日(土)・群馬県社会福祉総合センター

基調講演 「当事者主体の精神保健サービスを目指して～当事者の立場から～」

講 師 認定NPO法人地域精神保健福祉機構 理事 佐々木 理恵 氏

3) 理事会開催(年間3回)

4) 精神保健福祉協会だより発行(年1回)及び協会ホームページの運用

5) 若者のメンタルヘルス教育(出前講座)

※こころのふれあいバザーは中止

(3) 群馬県精神障害者社会復帰協議会との連携

群馬県精神障害者地域移行支援事業を受託した群馬県精神障害者社会復帰協議会と、地域移行支援事業フォーラム(オンライン)を令和3年度より共同開催している。

第2 精神科救急情報センター業務

1 精神科救急情報センターの活動

平成 16 年 1 月から、精神科救急情報センターが設置され、県内の精神保健福祉法第 23 条通報から法第 26 条の 3 の通報・届出までを一括して受理し対応している。

特に法第 23 条通報においては、24 時間体制となっている。

また、通報対象となるような地域の処遇対応困難者に対して、地域生活の安定と再度の通報の予防を目的に、各保健福祉事務所・中核市等と連携し地域支援活動として「精神科アウトリーチ活動」を実践している。この活動により、生活支援の届かなかった精神障害者に地域ケアを行うことで、行政サービスの徹底を図っている。

2 精神科救急情報センターの体制

(1) 23 条通報については、24 時間体制で職員が対応する。

(2) 7:30～22:00 に受理したものは、保健師 1 人、事務職員 1～2 人が通報のあった警察署等に出向いて事前調査を行い、措置診察の要否決定を経て移送及び措置診察の立会いを実施している。

(3) 22:01～翌朝 7:29 に受理したものは、職員が電話で事前調査を行い、措置診察の要否決定を行っている。

(4) 5:01～22:00 に受理した通報対象者の移送は、タクシー会社（複数）と委託契約し、委託車両（10 人乗りのワゴン車）により行っている（職員同乗）。

22:01～5:00 に受理した通報対象者の移送は、民間救急と委託契約し行っている（職員同乗）。

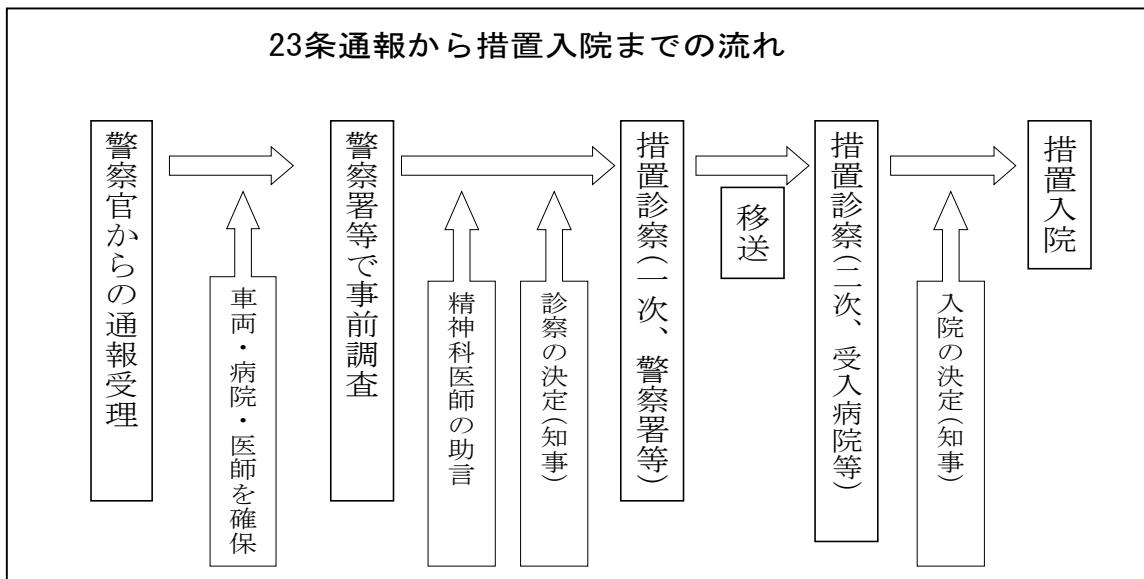
(5) 5:01～22:00 の移送業務にあたっては、県立精神医療センター看護師又は警察官 0B（会計年度任用職員）の計 2 人の協力を得ている。

22:01～翌朝 5:00 に受理したものは民間救急の職員 2 人が同乗する。

3 精神科救急情報センターの主な業務

(1) 精神障害者の措置入院のための移送業務

- 1) 通報等の受理
- 2) 事前調査の実施（警察署等に出向いて面接（深夜帯は電話調査））
- 3) 精神科医師の助言
- 4) 措置診察の精神保健指定医・受け入れ医療機関の確保
- 5) 措置診察の実施・立会い
- 6) 被通報者の移送（委託車両による）
- 7) 行政措置の執行



(2) 精神科アウトリーチ活動の実践

困難事例や再通報の可能性がある事例に対して、精神科アウトリーチ活動（地域支援活動）を行っている。アウトリーチ活動は、相談・訪問・支援会議等により、保健福祉事務所等と連携のもとに実施している。

(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図るもの（詳細は54頁に記載）。

4 精神科救急情報センター業務の実績

(1) 移送業務

令和6年度は、通報等総数585件のうち、警察官の通報(23条)が最も多い、469件(80.2%)で、次いで、検察官の通報(24条)が59件(10.1%)、矯正施設の長の通報(26条)が56件(9.6%)、精神科病院管理者の届出(26条の2)が1件(0.1%)の順になっている。一般人の申請(22条)、保護観察所の長の通報(25条)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(26条の3)は0件であった。

1) 申請・通報・届出の時間帯別発生状況

(単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
申請・通報・届出 全体	583	576	585	
22条 (旧23条)	0	1	0	
23条 (旧24条)	小計 平日 休日	498 148 115 77 67 39 52	481 141 94 81 73 44 48	469 123 85 98 66 41 56
24条 (旧25条)		22	24	59
26条		63	69	56
26条の2	0	1	1	

注：23条通報のみ、詳細の内訳を示す。

「休日」：土日・祝日法による休日・年末年始の休日

「平日」：「休日」以外 「日中」 8:30～17:15

「夜間」 17:16～22:00 「深夜」 22:01～翌8:29

表頭の期間において発生のなかった通報等は、表側から省いている。

令和6年度の申請・通報・届出全数のうち、法第27条第1項の規定による事前調査の結果により、措置診察を実施したものが312件で通報総数585件の53.3%であった。

また、措置診察を実施し措置入院となったものは72件で、緊急措置入院後、診察により措置入院になった54件を合わせると126件となり、全通報件数の21.5%であった。措置診察（緊急措置診察含む）にて措置不要と判断され医療保護入院となったものは85件で、緊急措置入院後、医療保護入院となった36件と合わせると121件となる。緊急措置入院後、入院とならなかったもの5件、措置診察（緊急措置診察含む）を実施し、入院とならなかったものは51件であった。

入院病院は、入院した総数256件のうち、県立精神医療センターへの入院が193件（75.4%）、その他の病院は63件（24.6%）であった。

2) 措置診察の実施状況及び措置診察の結果

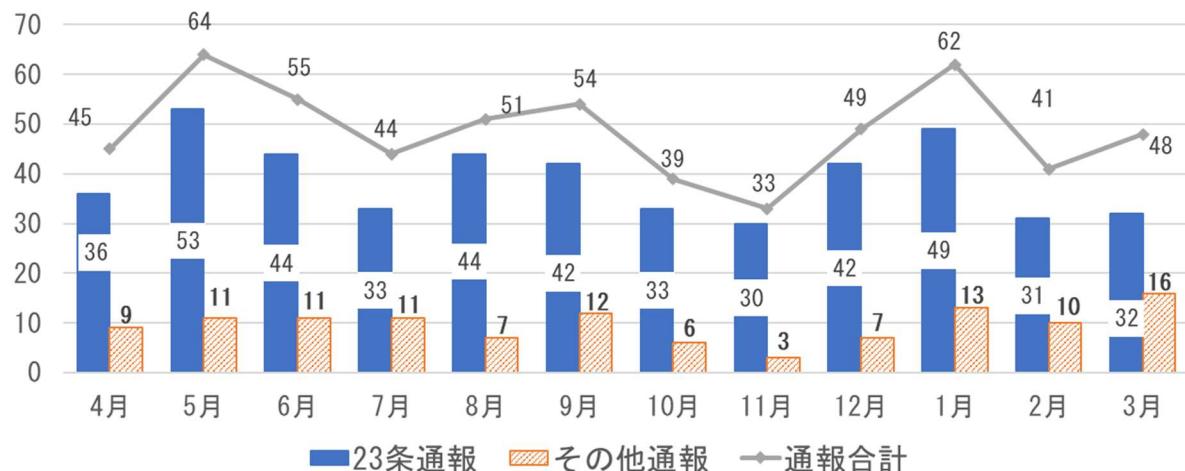
(単位：件)

区分			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
			23条	その他	小計	23条	その他	小計	23条	その他	小計		
措置診察実施	措置入院	県立病院	54	5	59	60	6	66	63	7	70		
		民間病院	64	6	70	62	8	70	41	15	56		
		小計	118	11	129	122	14	136	104	22	126		
	医療保護入院	県立病院	117	0	117	129	0	129	111	1	112		
		民間病院	2	0	2	5	0	5	9	0	9		
		小計	119	0	119	134	0	134	120	1	121		
	任意入院	県立病院	5	0	5	6	0	6	8	0	8		
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		小計	5	0	5	6	0	6	8	0	8		
	応急入院	県立病院	1	0	1	1	0	1	1	0	1		
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		小計	1	0	1	1	0	1	1	0	1		
	入院計	県立病院	177	5	182	196	6	202	183	8	191		
		民間病院	66	6	72	67	8	75	50	15	65		
		小計	243	11	254	263	14	277	233	23	256		
	帰宅・その他		55	6	61	63	1	64	50	6	56		
	計		298	17	315	326	15	341	283	29	312		
措置診察不実施			187	67	254	152	80	232	180	87	267		
通報取下げ			13	1	14	3	0	3	6	0	6		
合計			498	85	583	481	95	576	469	116	585		

※受理日ベースで集計。結果が翌年度でも算入。

令和6年度 月別通報件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
23条通報	36	53	44	33	44	42	33	30	42	49	31	32	469
その他通報	9	11	11	11	7	12	6	3	7	13	10	16	116
通報合計	45	64	55	44	51	54	39	33	49	62	41	48	585



3) 23条通報年度別通報等の疾患診断 (ICD-10) 分類 (単位: 件)

	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	その他	計
令和2年度	56	25	173	28	64	1	17	9	24	1	0	89	487
令和3年度	60	23	144	35	43	0	24	18	15	0	2	172	536
令和4年度	65	22	124	22	25	0	8	20	5	0	0	207	498
令和5年度	61	15	151	29	32	1	12	8	5	6	1	160	481
令和6年度	74	14	117	25	23	1	10	9	6	4	0	186	469

(注) 各コード内容

- | | |
|---------------------|----------------------|
| F0 器質性精神障害 | F6 パーソナリティ障害 |
| F1 精神作用物質使用による精神障害 | F7 精神遅滞 |
| F2 統合失調症・妄想性障害 | F8 心理発達障害 |
| F3 気分(感情)障害 | F9 小児・青年期障害及び特定不能の障害 |
| F4 神経症ストレス関連身体表現障害 | G40 てんかん |
| F5 生理的障害等に起因する行動症候群 | |
- 「診察不実施」は「その他」に含めている。

4) 23条通報となった自傷他害行為の内容

(単位：件)

自傷	他害								その他	計		
	家庭内				家庭外							
	迷惑	物損	暴力	傷害	迷惑	物損	暴力	傷害				
令和3年度	186	76	29	73	5	135	10	20	2	0	536	
令和4年度	175	49	11	80	5	130	18	27	3	0	498	
令和5年度	149	83	19	70	7	118	8	24	3	0	481	
令和6年度	150	70	18	53	18	122	13	20	5	0	469	

(注) 自傷他害行為が複数の場合は、主たるもので計上した。

自傷は、自傷行為や徘徊及び異常体験により警察署に助けを求めたもの。

他害行為は、概ね同居している親族（内縁も含む）を家族内、それ以外を家族外とした。

迷惑行為は、暴言・威嚇など人に直接触れないもの、あるいは対物暴力で物の破損に至らないもの、特定の人に「死んでやる。」と言う場合等とした。

暴力行為のうち、概ね治療が必要な程度の負傷があったものを傷害とした。

通報時の自傷他害行為が複数の場合は、他害行為を自傷に優先し、対他人を対家族に優先させ、傷害、暴力、物損、迷惑行為の順に優先した。

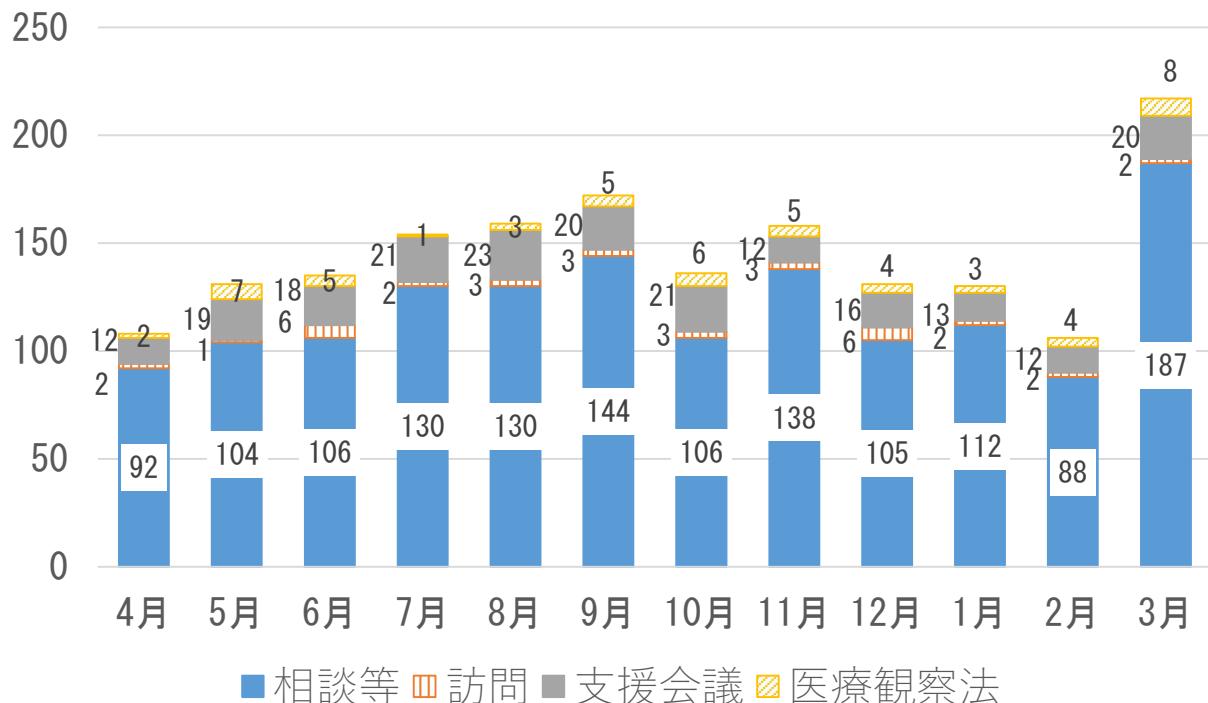
(2) 精神科アウトリーチ活動（相談・訪問・支援会議・医療観察法）

1) 年度×活動件数（平成17～令和6年度） (単位：件)

年度	相談等	訪問	支援会議	医療観察法
平成17年度	1,212	110	144	—
平成18年度	909	135	165	—
平成19年度	1,584	138	190	29
平成20年度	1,322	83	145	21
平成21年度	674	71	126	35
平成22年度	598	74	135	41
平成23年度	763	71	137	45
平成24年度	859	84	141	41
平成25年度	895	61	149	43
平成26年度	670	47	111	34
平成27年度	893	53	117	43
平成28年度	1,205	56	147	54
平成29年度	1,074	68	143	38
平成30年度	1,060	62	122	42
令和元年度	1,057	61	166	33
令和2年度	1,533	100	206	13
令和3年度	1,870	123	301	12
令和4年度	1,217	97	243	22
令和5年度	953	57	172	19
令和6年度	1,442	35	207	53

※平成16年1月19日から現行の精神科救急情報センターが稼働

令和6年度 月別アウトリーチ実施件数



(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

- 1) 目的 救急移送の対応困難事例を通して、課題を抽出し検討することにより救急移送システムが円滑に機能するよう関係機関相互の調整を図る。
- 2) 構成員 群馬大学精神科教授、民間精神科代表（4病院）、前橋地方検察庁検事、弁護士会代表、県警本部生活安全企画課、市町村代表（2市）、消防代表、県立精神医療センター院長、保健所代表（2カ所）、群馬県保健師会代表、障害政策課（課長）、こころの健康センター（所長・精神保健主監）、こころの健康センター所長が特に認める者 計19人

3) 開催状況

	開催日	事例の内容
第1回	令和6年 6月27日	高齢者施設から措置入院になった身寄りがなく生活歴なども不明な認知症事例
第2回	9月12日	一度目の通報時、脳炎の可能性が高く情報センターより『身体科受診優先』を勧奨したが、同日中に再度23条通報となつた事例
第3回	11月21日	23条通報と入退院を繰り返したが、地域と医療の継続的かつ積極的な関わりの中で、現在は通報や入院なく過ごせている思春期事例を振返る
第4回	令和7年 2月20日	殺人が疑われたが証拠不十分で逮捕にならず、23条通報となつた事例

(4) その他（関係機関との連絡調整会議等）

- 1) 医療機関（県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院）との調整会議
 - ①目的 安全で円滑な移送業務の推進を図るため、県内精神科三次救急の受け入れ先であり移送の協力体制を構築している県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院の関係職員並びに障害政策課精神保健室関係職員と、措置移送業務全般について協議する。

②開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和7年 1月15日	1 報告事項 (1) 令和5年度申請・通報・届出件数等について (2) 令和6年度申請・通報・届出件数等について (12月末まで) (3) インシデント・アクシデントについて 2 議題 (1) 法第34条移送について (2) 受入れ予定病院に所属しない指定医による措置診察について (3) 平日日勤帯の措置診察医の確保について (4) 意見交換	16人

2) 精神科救急業務検討会

- ①目的 県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図る。
- ②出席者 精神科病院地域精神保健福祉担当職員
障害政策課精神保健室関係職員
精神科救急情報センター職員

③開催内容

開催日	主な議題	出席者
第1回 令和6年 7月11日	1 情報提供 ・精神科救急業務に関するセンターの実績について ・精神科救急医療システムの実施状況について ・自立支援医療及び精神保健福祉手帳申請に係る事務手続きについて ・PEEC（救急現場における精神科的な問題の初期対応）について 2 意見交換 ・精神保健福祉法改正について	34人
第2回 令和6年 12月12日	1 情報提供 ・精神科救急業務に関するセンターの実績について ・精神科病院の実地指導の状況について ・群馬県の入院者訪問支援事業について 2 意見交換 ・措置入院者退院後支援について	34人

3) 刑務所との地域連携情報交換会

- ①目的 矯正施設の長からの通報による精神科救急業務の円滑な推進を図るとともに、出所後の地域支援を円滑に行えるよう連携を強化する。
(平成30年度から開催)
- ②出席者 前橋刑務所処遇部企画部門分類担当職員
群馬県地域生活定着支援センター職員
精神科救急情報センター職員

③開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和6年 9月26日	1 特異行動の見られる知的障害者の対応について 2 出所後の支援状況について	9人

	3 帰住地・引受人未定者等について 4 再犯防止対策について 5 満期釈放者の支援について 6 令和5年度及び6年度（8月末まで）申請・通報・届出件数等について	
--	---	--

4) 檢察庁との情報交換会

- ①目的 24条通報の対応を行う精神科救急情報センター職員、起訴の対応にあたる検事及び副検事、社会復帰や再犯防止の対応を行う検察事務官、それぞれの業務について情報交換や意見交換を行うことにより、対象者の地域支援を円滑に行えるよう、連携を強化する。（令和元年度から開催）
- ②出席者 前橋地方検察庁職員（検事及び副検事、検察事務官）
 群馬県地域生活定着支援センター職員
 精神科救急情報センター職員

③開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和6年9月18日	1 精神保健福祉センターについて 2 精神科救急情報センターについて 3 24条通報対応について 4 檢察庁からの質問・要望等	11人

5) 警察勉強会

- ①目的 警察官の精神障害に対する理解を促進し、23条通報の適正な運用を図る。（平成27年度から開催）
- ②出席者 県内警察署職員、こころの健康センター職員、
 保健福祉事務所・中核市保健所職員、管内市町村職員等
- ③場所 県内各警察署（5か所）

④開催内容

開催日	内 容	出席者
令和6年11月～令和7年2月	1 23条通報の相互理解のために（所内医師） 2 質疑応答・意見交換	183人

（5）こころの健康センター新任者研修

業務の円滑な推進を図ることを目的に、異動により新しく配属された職員及び会計

年度任用職員を対象に研修を実施した。

日 程	主 な 内 容	出席者
令和 6 年 4 月 3 日 ～5 日	<ul style="list-style-type: none">○ こころの健康センター・精神科救急情報センター業務について○ こころの健康センターの勤務体制○ 庁舎管理○ 精神科救急情報センター業務の実際<ul style="list-style-type: none">・ D V D 視聴 23 条通報受理から出動まで・ 業務マニュアル・ 移送業務における通知等の書き方等・ 警察からの 23 条通報の受け方・ 事前調査票の作成について・ 助言の受け方、決定の受け方、診察医への報告の仕方等・ 書き方のポイント○ 疾患の理解○ 通報対応時の新型コロナウイルス感染症対応フロー○ CVPPP○ 安全管理指針○ 医療保護入院のための移送について○ インシデント・アクシデントについて○ 質疑応答、感想	15 人

5 措置入院者の退院後支援

(1) 経緯について

精神障害者が退院後にどの地域で生活することになっても、医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援(以下「医療等の支援」)を継続的かつ確実に受けられるようすることを目的とし、平成30年3月に厚生労働省が「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を発出した。

このガイドラインを受け、本県では精神保健福祉法第23条から第26条の3に基づく通報・届出への対応を当センターで行っていることから、県精神保健室と当センターが中心となって検討を重ね、平成30年12月に「群馬県における措置入院者退院後支援実施要領(試行版)」を制定、試行を開始し令和元年10月から本格施行とした。

対応の詳細は以下のとおり。

時 期	概 要
平成30年3月	厚生労働省がガイドラインを発出
4月	厚生労働省が自治体向け説明会を開催
5～6月	県精神保健室とこころの健康センターで対応方針を協議
7月	保健福祉事務所及び中核市担当者へ基本的な対応方針を説明
8月	各精神科病院の相談担当者(PSW)に基本的な方針案を説明 各精神科病院へ調査*への協力を依頼 保健福祉事務所担当者と「退院後支援のあり方に関するワーキンググループ」を開催
10月	保健所長会、中核市、精神科病院協会等の関係団体へ対応方針を説明(県精神保健室)
12月	県実施要領制定、試行開始
令和元年10月	本格施行

*調査の概要：「退院後支援の対象者のイメージに係る参考調査」として、支援の必要性をより具体的に判断するため、臨床の立場から退院後に必要となる支援量が増大すると思われる措置入院者のイメージを聞いた

(2) 概要について

1) 支援対象者

措置入院になった者(※)のうち、自治体が中心となって退院後の「医療等の支援」を行う必要性が特に高いと思われる者で、かつ本人の同意が得られた者。

※措置が解除された後、他の入院形態(医療保護入院等)により継続して入院してから自宅等の地域へと退院する者も含む。

2) 各機関の役割と実施までの流れ

・群馬県または中核市

退院後に必要な「医療等の支援」内容を記載した「支援計画」の作成。

・支援対象者が入院措置されている病院

支援計画作成のために必要な情報収集及び連絡調整等への協力。

・支援対象者の退院後居住地を管轄する保健所

支援計画に基づいた相談支援等の実施、関係支援機関による支援等の総合調整の実施。

(3) 令和6年度実績 (H30.12.25 施行)

- ・計画に基づく支援を行うことについて、説明した対象者 20名
- ・うち、同意した対象者 16名

管轄保健所	説明した対象者	うち同意した対象者
前橋市	3名	1名
高崎市	7名	6名
渋川	1名	1名
伊勢崎	1名	1名
安中	1名	1名
藤岡	0名	0名
富岡	3名	3名
吾妻	1名	1名
利根沼田	1名	1名
太田	0名	0名
桐生	2名	1名
館林	0名	0名
県外	1名	1名

IV 学会発表・調査研究

1 学会発表等

令和6年度中に発表を行った主な各種学会等は次のとおりである。

- (1) 柿沼愛華 清水佳恵 吉澤莉恵 秋山昌子 牛込久美子 佐藤浩司
23条通報にかかる警察官を対象とした研修会の取り組みについて
—ゲートキーパー養成研修を組み込んだ研修アンケート結果の分析—
第60回全国精神保健福祉センター研究協議会（札幌市 2024.10）
- (2) 柿沼愛華 清水佳恵 吉澤莉恵 秋山昌子 牛込久美子 佐藤浩司
23条通報にかかる警察官を対象とした研修会の取り組み
—ゲートキーパー研修を組み込んだアンケート結果の分析—
令和6年度群馬県地域保健研究発表学会（前橋市 2025.3）

V 実習・視察

1 実習及び視察等一覧

令和6年度は、地域保健実習の協力、実地研修等として医学生、研修医等を受け入れた。

(1) 実習・研修受入れ実績

区分等	期間	日数	実人数
群馬大学医学部医学科3年生 公衆衛生学見学実習	R6.6.10	1	14
初期臨床研修医	R6.9.12	1	2
	R7.2.7	1	
前橋地方検察庁司法修習生等 視察実習	R6.11.26	1	18
群馬県立精神医療センター 新人看護師研修	R6.12.10	1	7
群馬県県民健康科学大学看護学部 4年生卒業研究	R6.9.26 R6.10.8	1 1	2
群馬県新任期保健師業務研修会	R7.2.5 R7.2.19	1 1	12
獨協医科大学医学部5年生	R6.9.25	1	5
群馬医療福祉大学社会福祉学部3年生	R6.8.27	1	1
本庄市福祉部生活支援課	R7.1.27	1	2
富山県厚生部健康対策室健康課	R6.7.29	2	3

(2) 実習用動画

①視聴者 群馬大学医学部医学科4～5年生・臨床実習（精神科神経科）113人
群馬県立精神医療センター 初期臨床研修医師 36人

②DVDコンテンツ【R2年度作成版】概要（約2時間）

項目	内容	担当
地域における精神保健福祉医療の概要	精神医療の歴史	所長
	精保センターの歴史の中の位置づけ	
	精神科救急情報センターの歴史と成立	
	当センター業務の概要	
所内医師業務の概要	精神医療審査会	所内医師
	自立支援医療と精神障害者保健福祉手帳	
	所内相談、地域支援、関係機関医学相談、講演	
	措置診察	
	精神科救急対応の実際、一連の流れ（動画）	
所内案内	各室の概要、医師業務の実際（審査会、自立支援、手帳、精神科救急）	保健師
保健師活動の概要	当センターにおける保健師活動	
	救急対応、事後対応、アウトリーチ活動	
	依存症相談拠点、ひきこもり支援センター、自殺対策推進センターの概要	

VI 公表資料・印刷物

1 公表資料・印刷物一覧

令和6年度中に作成した公表資料・印刷物は下記のとおりである。

(1) 群馬県こころの健康センター相談のご案内	・・・ 6 7
(2) 依存症相談案内ポスター	・・・ 6 9
(3) 自死遺族相談及び自死遺族交流会案内カード	・・・ 7 0
(4) こころの健康相談統一ダイヤル案内カード	・・・ 7 1
(5) こころのオンライン相談@ぐんま案内カード	・・・ 7 2
(6) ひとりの命大切なのち（リーフレット）	・・・ 7 3

群馬県こころの健康センター相談のご案内

こころの健康センターでは、県民のみなさまからの
こころの健康に関する相談（精神保健福祉相談）に応じています。
(相談は秘密厳守で行います)

面接相談（完全予約制）

申込ダイヤル 027-263-1156

- 依存症、思春期、ひきこもり、自死遺族に関する面接相談を行います（相談料はかかりません）。
- 電話で事前に相談内容をおうかがいし、必要な方に相談日を予約していただきます。
- ひきこもり面接相談の予約は、**ひきこもり支援センター（027-287-1121）**へおかけください。

電話相談

相談ダイヤル 027-263-1156

相談は月曜日～金曜日の9時～17時（祝日及び年末年始を除く）



- 電話で相談内容をおうかがいし、医療機関のご案内、受診方法等を助言します。
- 相談内容により、適切な相談機関をご案内します。
- 電話でのカウンセリングや継続的な相談はお受けしていません。
- 相談が集中した場合、電話がつながりにくいことがありますので、ご了承ください。
- ひきこもりに関するご相談は、**ひきこもり支援センター（027-287-1121）**へおかけください。

メール相談

メールアドレス kokoro@pref.gunma.lg.jp

- メールで相談内容をおうかがいし、適切な相談機関をご案内します。
- 相談は群馬県在住の方に限り、お一人1回限りのご利用とさせていただきます。
- 緊急性のあるもの、継続的な相談、カウンセリングについては対応していません。
- 相談は24時間受信していますが、返信は1～2週間程度かかります。
- 2週間経過しても返信がない場合には、**相談ダイヤル（027-263-1156）**へお問い合わせください。
- 当所からの返信が受信できるよう、機器の設定環境をご確認ください。

ご相談の際は、以下の項目を明記して送信してください。

- ・ 件名は「相談希望」
- ・ 返信先アドレス
- ・ 相談者の年齢、性別、お住まいの市町村
- ・ 相談内容（具体的かつ簡潔にまとめてください）

各種支援事業

依存症家族教室

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症のある方のご家族を対象とした教室です。ご家族が依存症について正しい知識を持つことで元気を取り戻し、本人を回復につなげることができるように家族支援プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。
面接・相談の後に教室をご案内しています。

ぐんま～ふ(依存症再発防止プログラム)

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症当事者を対象としています。依存症から回復するためには、依存症を知り、再使用しなくてすむ方法を身に付けることが効果的です。ぐんま～ぶでは、アルコールや薬物、ギャンブル等のない生活を送り続けたいと願う方を対象にテキストを使った再発防止プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。
面接・相談の後にプログラムをご案内しています。

自死遺族交流会

大切な人（家族・婚約者・親しい友人など）を自死で亡くした方々が、匿名で安心して思いを語り合える会です。参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル（027-263-1156）**からお申し込みください。面接・相談の後に会をご案内しています。

ひきこもり家族教室

ひきこもりとは自宅などに閉じこもることが多くなり、人との関わりや社会参加が困難になっている状態をいいます。教室では、ひきこもりに関する知識や情報、本人への関わり方の工夫などを学びながら、ご家族自身の気持ちにゆとりを持っていただく機会としています。

参加ご希望の方は、事前に**ひきこもり支援センター (027-287-1121)** からお申し込みください。

面接・相談の後に教室をご案内しています。

交通のアクセス

※「群馬県勤労福祉センター」向かいにあります。

■自動車をご利用の場合

- ・前橋市街地から
国道50号線を桐生方面に進み、「勤労福祉センター入口」信号を右折し、200m先左側。
 - ・桐生方面から
国道50号線を前橋市街地方面へ進み、「勤労福祉センター入口」信号を左折し、200m先左側。

■電車をご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋太島」駅下車。北口から徒歩約15分。
タクシー(のりばは南口)で約5分。

■バスをご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋」駅北口から永井バス「東大室線」に乗車(4番のりば)。「勤労福祉センター入口」で下車し、徒歩約5分。
 - ・JR両毛線「前橋大島」駅南口から永井バス「石関町学園中央循環線(前橋大島線)」に乗車。「県勤労福祉センター東」で下車し、徒歩約5分。



群馬県こころの健康センター 〒379-2166 前橋市野中町368 TEL : 027-263-1166
FAX : 027-261-9912

群馬県こころの健康センター

1

検索



やめたい。でも、 やめられない...



相談できる場所があります

ひとりで悩まず、
まずは相談してみませんか。
ご家族・ご友人のみでの
相談も可能です。



相談
ダイヤル

027-263-1156

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)



こころの健康センター HP
(依存症関連のページ)

群馬県こころの健康センター
(依存症相談拠点)

大切な人を自死で亡くされた方へ

「どうして亡くなったの」「周りに話せない」
「あのときこうしていたら」「つらくて涙が止まらない」…

様々な思いを ひとりきりで 抱えていませんか
安心して語れる場所があります
秘密は堅く守られます

お問い合わせ・お申し込み
群馬県こころの健康センター電話相談
☎ 027-263-1156
月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

群馬県こころの健康センターでは
安心して語る事の出来る医師相談と交流会を行っています

医師相談

- ・精神科医師・保健師等がお話をうかがいます。

交流会

- ・匿名でご参加いただけます。
- ・医師相談を受けて頂いた後のご案内になります。

こころの健康センターホームページ
では その他にも自死遺族に関する
情報を掲載しています。

日時：毎月開催

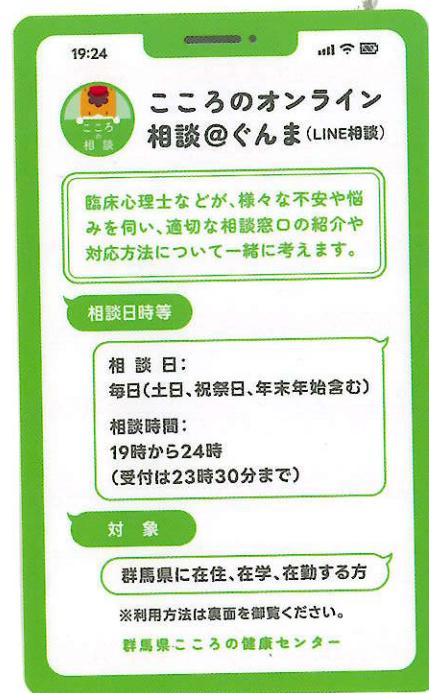
場所：こころの健康センター(前橋市野中町368)

費用：無料

※詳細はホームページをご覧いただけ、こころの健康センター電話相談に
お問い合わせください。☎ 027-263-1156







相談機関一覧

分類	窓口	電話番号	受付時間	
精神保健	群馬県こころの健康センター（うつ、依存症、思春期等のこころの相談）	027-263-1156	9:00~17:00 (月~金)	
	「こころの健康相談統一ダイヤル」（自殺予防の電話相談）	0570-064-556	9:00~22:00 (月~金)	
	こころのオンライン相談@ぐんま（LINE相談） ※HPのQRコードから「友だち追加」して御利用ください。	https://www.pref.gunma.jp/page/212789.html	19:00~24:00 (毎日) ※祝日、年末年始も開設しています。	
	ひきこもり支援センター（ひきこもりについての相談）	027-287-1121	9:00~17:00 (月~金)	
	《県保健福祉事務所及び中核市の相談窓口》		8:30~17:15 (月~金)	
	渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185
	伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	太田保健福祉事務所	0276-31-8243
	安中保健福祉事務所	027-381-0345	桐生保健福祉事務所	0277-53-4131
	藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	館林保健福祉事務所	0276-72-3230
	富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	前橋市保健所	027-220-5787
自死遺族	吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	高崎市障害福祉課	027-321-1358
心の悩み	群馬県こころの健康センター（自死遺族の相談）	027-263-1156	9:00~17:00 (月~金)	
	群馬いのちの電話 (死にたい辛さを受け止めます)	027-212-0783	9:00~24:00 (毎日) 第2・第4金 9:00~翌日9:00	
	フリーダイヤル 自殺予防 いのちの電話	0120-783-556	16:00~21:00 (毎日) 毎月10日 8:00~翌日8:00	
	いのちの電話ナビダイヤル ※群馬県以外のいのちの電話につながることもあります。	0570-783-556	午前10:00~午後10:00 ※電話料金がかかります。	
	連合群馬「ライフサポートぐんま」 (キャリア形成、仕事によるストレス・うつ病など)	0120-797-052	14:00~19:00 (木・土、第2・第4日)	
労働	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応	
	群馬県労働政策課「ぐんま県民労働相談センター」	0120-54-6010	9:00~17:15 (月~金)	
	群馬労働局雇用環境・均等室「総合労働相談コナー」	027-896-4677	9:30~17:00 (月~金)	
	群馬産業保健総合支援センター (産業保健関係者、事業主、人事労務担当者、労働者が対象)	027-233-0026	相談予約受付 8:30~17:15 (月~金)	
	連合群馬「なんでも労働相談ホットライン」(働くうえでの悩み)	0120-154-052	9:30~17:30 (月~金)	
	働く人の「こころの耳電話相談」 (メンタルヘルス不調、ストレスチェック制度、健康障害防止対策など) ※発信者番号を通知して御相談ください。	0120-565-455	17:00~22:00 (月・火) 10:00~16:00 (土・日)	
	働く人のメンタルヘルス相談 ※電話で事前に予約をしてください。	027-226-3008	相談予約受付 9:00~17:15 (月~金) 相談日 13:00~16:00 (第2・4火)	
	群馬県介護職員相談サポートセンター ※福祉・介護従事者（従事予定者含む）及びその家族が対象	027-226-0500	電話相談 10:00~16:00 (月・水・金)	
	関東財務局前橋財務事務所「多重債務相談窓口」	027-221-4495	8:30~12:00、13:00~16:30 (月~金)	
	群馬弁護士会総合法律相談センター (労働、犯罪被害、高齢者に関して対応)	027-234-9321	相談予約受付 9:00~12:00、13:00~17:00 (月~金)	
多重債務	司法書士総合相談センター	027-221-0150	10:00~16:00 (月~金)	
	群馬県消費生活センター	027-223-3001	9:00~16:30 (月~金) 9:00~12:00、13:00~16:30 (土) 来所相談は事前予約制、土曜日は電話相談のみ	
	法テラス群馬（日本司法支援センター群馬地方事務所） (女性、青少年子どもに関して対応)	0570-078-320	9:00~17:00 (月~金)	
法的トラブル	法テラス・サポートダイヤル	0570-078-374	9:00~21:00 (月~金)、9:00~17:00 (土)	
	群馬弁護士会総合法律相談センター	027-234-9321	相談予約受付: 9:00~12:00、13:00~17:00 (月~金)	
犯罪被害	警察安全相談	027-224-8080	24時間対応	
	性犯罪被害相談	0120-271-110 (#8103)	24時間対応	
	法テラス群馬（日本司法支援センター群馬地方事務所） (女性、青少年・子どもに関して対応)	0570-078-320	9:00~17:00 (月~金)	
	法テラス犯罪被害者支援ダイヤル (女性、青少年・子どもに関して対応)	0120-079714	9:00~21:00 (月~金) 9:00~17:00 (土)	
	公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま	027-253-9991	10:00~16:00 (月~金)	
	群馬県性暴力被害者サポートセンター（Saveぐんま）	027-329-6125	9:00~17:00 (平日 17:00~翌朝9:00、土日祝祭日は、全国一律コールセンターへつながります。)	
	各市町村福祉担当課	各市町村役場		
高齢者	地域包括支援センター	各市町村介護保険担当課		
	男性DV被害者電話相談	027-263-0459	12:00~13:30 (毎月第2・4水曜)	
男性	ぐんま男女共同参画センター とらいあんぐるん相談室 「男性電話相談」	027-212-0372	13:00~16:00 (毎月第2・4日曜)	
	群馬県女性相談センター	027-261-4466	9:00~19:30 (月~金) 10:00~17:00 (土) 13:00~17:00 (日) 年末年始、祝日を除く	
女性	ぐんま男女共同参画センター とらいあんぐるん相談室 「女性電話相談」	027-224-5210	9:00~12:00、13:00~16:00 (火・水・金・日) 年末年始、祝日、月曜日が祝日（振替休日含む）の場合の火曜日は休みになります。	
	ぐんま・ほほえみネット	https://gunma-hohoemi.net/	お住まいの地域の担当団体により異なります。	
	前橋地方法務局「女性の人権ホットライン」 (セクハラやDV等の人権侵害)	0570-070-810	8:30~17:15 (月~金)	
青少年	群馬県総合教育センター「子ども教育・子育て相談」 (教育や子育てに関する相談)	0270-26-9200	9:00~17:00 (月~金) 9:00~15:00 (第2・第4土曜)	
	「24時間子供SOSダイヤル」 (いじめ問題やその他の子供のSOS全般)	0120-0-78310	24時間対応	
	中央児童相談所「こどもホットライン24」 (児童虐待、子育て相談、心身の発達など)	0120-783-884	24時間対応 携帯電話からは「027-263-1100」へ	
	LINEを活用した「ぐんまこども・子育て相談」 ※HPのQRコードから「友だち追加」して御利用ください。	https://www.pref.gunma.jp/03/p0821002.html	9時~12時・13時~17時 (月~金)	
	チャイルドライン（18歳までの相談窓口）	0120-99-7777 https://childline.or.jp/（チャット・ネット電話もあります。）	16:00~21:00 (毎日) 12月29日~1月3日休み	
	前橋地方法務局「こども人権110番」	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)	

※受付時間欄に休日が記載されていない窓口は、原則祝日、年末年始に受付は行っていません。



ひとりの命 大切ないちのち

全国では年間約2万人の方が自ら命を絶っています
その一人ひとりは、かけがえのない大切な命です
あなたの身近に悩みを抱えている人はいませんか？
声をかけ、耳を傾け、そして相談を！

群馬県の自殺の現状

群馬県の自殺者数は平成15年の562人をピークに、おおむね右肩下がりの傾向でしたが、ここ数年は増加に転じています。

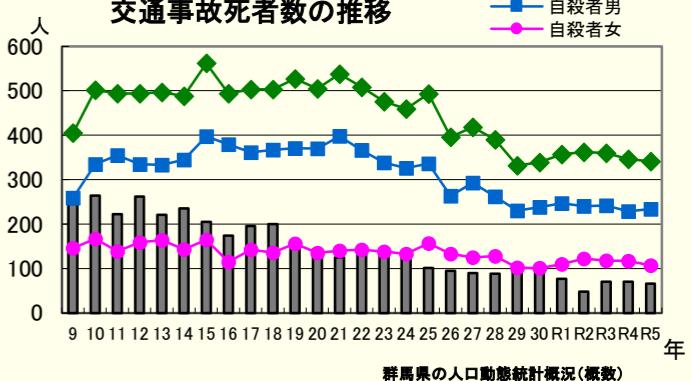
令和5年中の自殺者は341人（※）（男234人、女107人）で、ほぼ毎日おひとりの方が自殺で亡くなっています。

男女別にみると、男性が女性に比べて多い傾向があります。

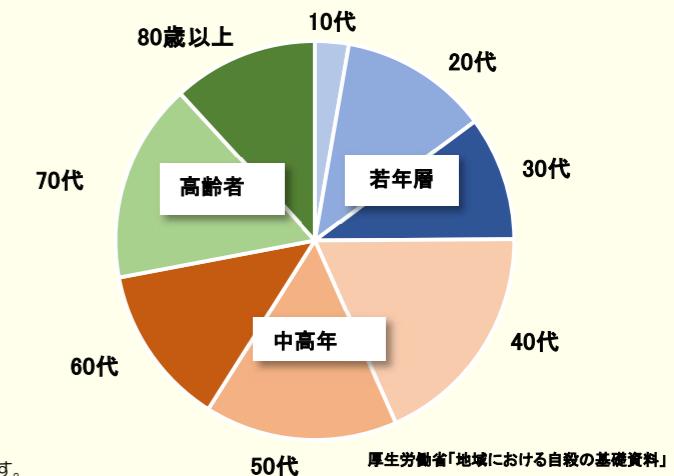
年代別にみると、40~60代の中高年が約半数を占めています。

10代、40代、70代は昨年より減少していますが、20代~30代、50代、60代が増加となっています。特に、20代の増加が大きくなっています。

群馬県の自殺者数と交通事故死者数の推移



年代別自殺者数(H28~R5年合計)



※概数（R6.7公表）のため、確定数（R6.9公表）とは異なることがあります。

群馬県こころの健康センター

自殺の原因

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。

背景には、こころの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、社会的孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺は、「誰にでも起こり得る危機」です。

地域生活の現場



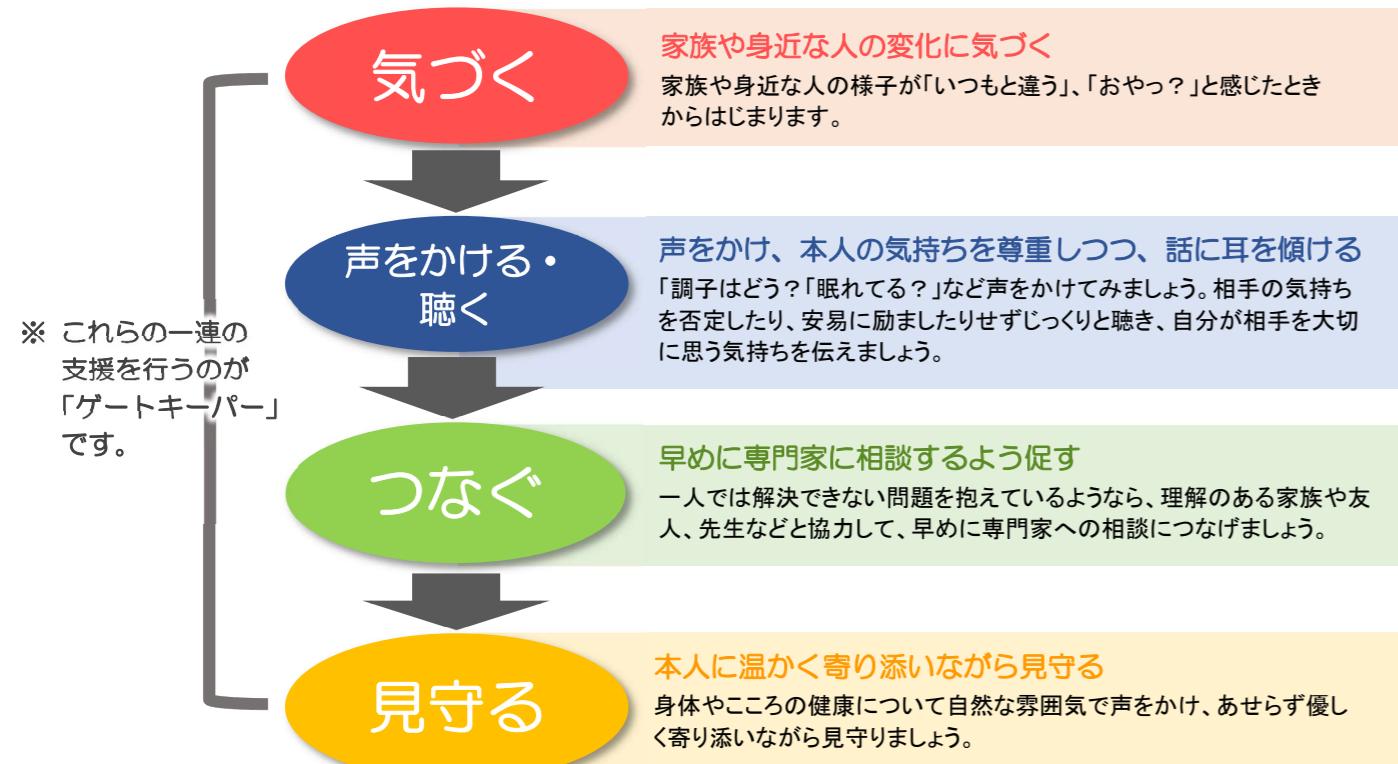
※「自殺実態白書 2013(NPO法人ライフリンク)」

自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)を参考に作成

身近な人のこころのサインに気づいたら

自殺を考える人は、しばしばサインを示すことがあります

- 思い詰めた様子、うつ病のような症状が見られる。
- 以前より、表情が乏しくなった。身なりに構わなくなった。
- 他人との関わりを避ける。
- 最近、眠れない。不安や不眠が原因で、飲酒量が増えている。
- 自殺をほのめかす。



うつ病って何？言葉は聞いたことはあるけれど…

人は悲しいことや大きな失敗を体験すると、気分が落ち込んだり、憂うつになります。多くは時間が経てば回復しますが、以下のような状態が2週間以上続き、日常生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性があります。



《自分で感じる状態》

- 悲しい憂うつな気分、沈んだ気分
- 何事にも興味がわかない、やる気が出ない
- 食欲がない、よく眠れない
- 集中できない
- イライラして、落ち着かない
- 他人と関わりたくない

《周囲から見た状態》

- 以前と比べて表情が暗く、元気がない
- 身なりに気を使わなくなった
- 体調不良の訴えが多くなった
- 仕事や家事の能率低下、ミスが増えた
- よく眠れていないうだ
- 飲酒量が増えている
- 人付き合いを避けるようになった

原因は悲しいことだけではなく、昇進、結婚、出産、進学、転居など、日常生活の様々なことがきっかけとなります。うつ病は治療により改善しますので、早めに医療機関（かかりつけ医、精神科、心療内科など）へ相談しましょう。

飲酒と自殺の関係

自殺で亡くなった人の3人に1人は、直前に飲酒していたことが分かっています。

飲酒は、以下のようなことから、自殺を後押しすることがあります。

- こころの視野を狭め、死にたい気持ちを高めてしまう
- 不満や不安などの感情から、自分を攻撃する気持ちになる
- 衝動性が高まって自分の行動がコントロールできなくなる



うつ症状がある人や自殺に傾いている人に、お酒をすすめはいけません。

アルコール依存症による「こころ・体・生活への影響」から、命に関わることもあります。

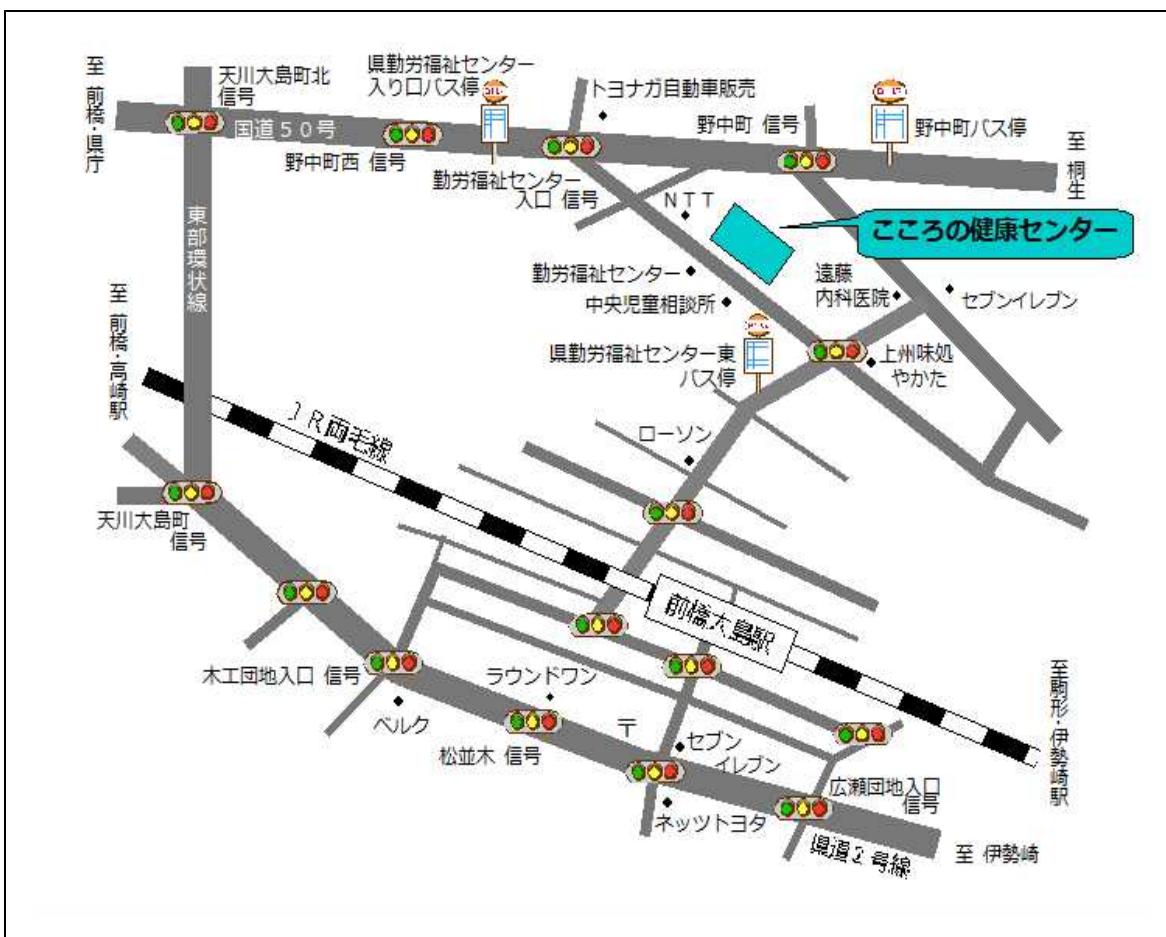
アルコール依存症の自己チェックをしてみましょう

- ① お酒の量を減らさなければならないと思ったことがある。
- ② 飲酒を批判されて、腹が立ったり、いらだつことがある。
- ③ 飲酒に後ろめたさを感じたり、罪悪感を持ったことがある
- ④ 朝酒や迎え酒を飲んだことがある。

アルコール依存症スクリーニングテスト CAGE

2項目以上あてはまる場合は、専門家への相談をおすすめします。

案内図



交通案内

- ・JR前橋大島駅北口から徒歩15分
- ・JR前橋駅北口から永井バス
「東大室線」利用の場合
群馬県勤労福祉センター入口下車
徒歩3分

2024年度（令和6年度）
群馬県こころの健康センター所報
(第36号)

令和7年12月26日発行

編集・発行 群馬県こころの健康センター
群馬県前橋市野中町368
電話 027(263)1166
FAX 027(261)9912
ホームページアドレス
<http://www.pref.gunma.lg.jp>
E-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp